

## P. B. シェリー「＜議会改革＞の哲学観」考：ロマン主義政治思想の一転機

竹原, 良文  
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1664>

---

出版情報：法政研究. 40 (2/4), pp.47-98, 1974-03-20. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

# P・B・シェリー「議会議会改革」の哲学観」考

——ロマン主義政治思想の一転機——

竹原良文

## 目次

- 一、ウエストモーランド県の議会議会選挙（一八一八年）  
——ワーズワス対ブルーハム——
- 二、議会議会改革運動の展開とその思想
- 三、シェリーの政治思想の成長と詩論の確立
- 四、「哲学観」注釈

一

## 論説

一八一五年六月ワテルローにおける連合軍の勝利によってナポレオン体制は決定的に崩壊し、ヨーロッパは戦後処理と国際平和機構の樹立をめぐる、政治的・経済的に困難な事態に当面していたし、精神的にも不満と混迷を生みだしていた。イギリスもまたこのような事情を反映して、政治的には議会議会改革を緊要な課題としてあらたに取りあげてきた。一八一八年下院総選挙はその動向を判断する重要な指標として注目されねばならなかった。その年の三月メアリーとともにイタリーに去ったシェリーは祖国への政治的関心とロマン派詩人ワーズワスへの政治上の不満を友人T・L・ピーコックあての手紙の中でつぎのように述べた。「選挙の結果、ことに首府のそれに関する報らせ

は、とても元気づけてくれます。私はあなたの手紙と一しよに、二日あとの日付けの一通の手紙を受け取りました。それはウェストモーランド県の選挙の不幸な結末を報らせていました。お願いですが私にこれらの変節者アポステイトたちのありあまるほどの悪事についてなにか報らせて下さい。あのワーズワスは何という不潔な哀れな奴でしょう。こんな男があればどの詩人とは。シモニデス・シンリーの僭主の追従者で、また同時に叙情詩人のうちでももっとも自然的で、感じやすい詩人—のほかに彼にくらべられるものはありません。もしも想像の翼がわたしたちを分け隔てている空間を飛び越えさせることができたなら、私があなたの味方であることができたなら、どんなにうれしいことだったでしょう。……<sup>(1)</sup>」ここで言われているように詩人として尊敬しているワーズワスを変節者呼ばわりしたほどにシェリーを怒らせたこの選挙戦は、たいどんな内容をもっていたのか、少し検討してみよう。

ウェストモーランド県、そこはワーズワスの故郷カンバーランド県の隣りだし、湖畔詩人たちの住居でもあったが、選挙政治の上からはトーリー派のラウザー伯家 (the Lowthers) の伝統的地盤であって、当主のロンズデール伯は上院議員であるとともに同県副知事も兼ねており、また二人の息子たちラウザー伯とラウザー大佐はともに同県選出下院議員だった。一八一八年七月総選挙にあたって野党ホイッグ党は、この政治的地盤に対する県民の一部の反対感情を利用して、急進的改革論者で野心的雄弁家ブルーハム (H. Brougham) を立候補させ、少くとも二議席中の一議席を奪いとることを目標にして、激烈な選挙戦を展開した。ワーズワスはこの候補者に対する個人的反対感情からだけではなしに、この選挙が当時のイギリス政治にとってきわめて重大な意義をもっていることを反省して、トーリー党を支持する積極的選挙運動の推進者となった。その結果はホイッグ党の完全な敗北に終わった。選挙に破れたブルーハムは「私の生きているかぎり、選挙の度ごとにここにやって来る。……灰から焔は燃え上がって、ついに圧迫者を焼きつくそう。」という挑戦の言葉をのこして去った。彼はその誓いのとおり一八二〇年、一八二六年の総選

挙にも立候補してラウザー家と議席を争ったが、こんどもまた失敗してしまった。ワーズワスはかつてのような行動にはもう出なかつたけれども<sup>(2)</sup>。

ではワーズワスが政府与党を支持して当時の政治状況の上では一見反動的な役割を演じた根拠はいったい何だったのだろうか。この選挙が激しいビラや新聞の合戦だったことは、どこでも同じくこの政治活動に付きものだったが、彼はまずヘケンダル・クロニクル紙に「真理の友」という匿名の二通の手紙（二月二日づけ）を寄稿した。いずれもラウザー家兄弟の両候補者への反対派の非難から彼らを弁護しようとするものであって、兄は納税者の負担で閑職を政府内に得ており、弟は家族の利益のために軍務上の地位を手に入れたという悪宣伝を反駁し、逆にホイッグ党の対立候補であるブルーハムは、民衆生活を苦しめている穀物法の制定（一八一五年）の責任を与党に転嫁しているが、自から同法の制定に大いに活躍した事実を人びとの目から隠している悪らつなデマゴグであること、富や利益が公職の資格条件となることは正しくないけれども、才能や能力が<sup>タレント</sup>決定的条件となることも政治上の不安定の要因となりやすいから、土地資産と世襲的地位の受動的勢力が両者の均衡をはからねばならないこと、改革派はアメリカ合衆国を強調するが、フランス革命軍のこの原則はヨーロッパ的自由を破壊し去ったことなどを強調して、ホイッグ党の主張に反論を加えた。<sup>(3)</sup>

この弁護文の執筆者がワーズワスであったことはいまや蔽うべくもなかつたが、論戦は同県にとどまらずイギリス中の政見の争いとなり、反対派からの批判もまた激烈をきわめるに至った。彼はこれらの論駁に答えるために「クロニクル」紙に「ウェストモートランドの自由保有者への二つの訴え」(Two Addresses)をのせた。この論説は、さらにその後加筆して「パンフレット」として刊行されている。すなわち最初のものは、反対派が強調しているようにラウザー伯家の政治勢力は実力や利益によってつくじれた僭主的支配でなくて、特殊的地方的には伝統と農業の所産で

あるハ摂理Vにもとづいた自然的貴族への民衆の尊敬を根拠としていること、反対派は党派的立場から独立だと主張しているが、一般的国民的政治状況から見れば野党であるホイッグ党と提携して反政府活動を行なっていることは明らかであって、なるほど政治原理から言えば権力濫用を避けるためにイギリス政治が議会内の野党の健全な批判によって運営されることはもつとも望ましいところだけでも、今日のホイッグ党の反政府活動は二大政党制の道義的根本原則から逸脱して、J・フォックスの指導のようにフランス革命の抽象的ハ人権Vや浅薄なハ人道Vをただ大衆内の人気取りのためにのみ宣伝した結果、賢明な政治家バークが早くも予言していたとおり、政党の分裂と衰退をもたらしたし、またかような俗物的政治指導は近くは反政府の立場からのみ大敵ナポレオンを支持するかのような便宜主義に墮して、イギリス国民の愛国心を傷つけ、健全な野党として自らを再建するのを妨げたこと、また大都市やマヌファクチュア地区のハ民主主義Vをこの地方でも扇動しているが、それは伝統的に名誉あるイギリス憲法に重大な打撃を加えるだろうし、同県における「選挙権の回復」という反対派のスローガンは歴史の事実を不当に歪めるものであることなどを理由に、トリー党候補者の積極的支持を呼びかけている。<sup>(4)</sup>

さらに第二の主張は野党候補H・ブルーハムの政見の論駁に努めている。すなわちホイッグ党は彼を自己の代弁者として寛大にも認めているが、果して野党の政策はブルーハムのそれに一致するのかどうか疑わしい。ホイッグ党はフランス革命の原理を支持し、英政府の対仏参戦を不当だと非難したけれども、そして連合軍側にも無原則な行動があったことを認めねばならないけれども、フランス軍のその後の活躍はイギリスの参戦を正當かつ必要なものとしたし、またナポレオン打倒後は戦後処理の方針をめぐって愛国者は攻撃目標を自国政府に転じてそのヨーロッパ大陸政策を非難することに熱中しているが、自らの国内問題―ことにハ救貧法Vの改正―の解決を回避して遠い外国の政治問題―たとえばスペイン、プロシヤは圧制からの解放をこそ喜ぶべきであり、いわゆる復古は人民自ら選んだところ

だが―を批判の対象としていることはいわば自らの弱さの表れにほかならない。身近な問題として ハベアス・コーパス・アクト 人身保護令の停止を政府の反動化として彼らは非難攻撃しているが、党派の偏見と自己誇示の心理的傾向の表現であって、国内情勢に通じた思慮ある政治家はやむを得ない措置だと考えている。このように今日イギリスを見舞っているもつとも耐えがたい重荷はむしろ政府自身の改革活動を必要としているのに、デマゴグや扇動家たちは政府を窮地に追いこみ、人民を困窮と悲惨の状態のままに放置している。また反対派は党派の腐敗から独立の公正な代議士を選出すべきこと、自由選挙こそその手段であり、貴族院議員は選挙に参与してはならないなど叫んでいるが、ラウザー家出身の代議士は貴族的野心からその地位にあるわけではないし、Λ独立の擬護者∨ブルーハム自身がそのような批判の外にあるとも言えない。また同県のこれまでの選挙が王政復古議会の場合のように嚴重な統制のもとに置かれていたかのようになりそれを非難し、空ら騒ぎの自由選挙を強調しているが、選挙区民が手べんとうもちで自由なΛ志願兵∨として応援に駆けつけていたことも事実である。貴族院議員が庶民院選挙に干渉してはならないことは国会規則の承認しているところで、その主張の意図するところは、政府側の貴族院議員には一そうこの点に関して監視を強めるべきだが、野党側の貴族の場合は例外とされるとも言うのだろうか。要するにウェストモーランド県が腐敗選挙区だという非難は、土地資産が有権者資格の根拠とされた憲法上の伝統的制度の法的道義的意義に関する無理解または不満の扇動の結果であって、政治的やかまし屋が偽善者または冒険者に利用されたからである。自然的貴族の資産、社交上および公的地位、道義上の適性（誠実、思慮、義務感など）は彼らを秀いでた政治家（地方騎士||代議士 Knight of Shire）たらしめるのに十分だというのに。まさにブルーハムはこのような政治原理を破壊するために登場した選挙ブローカーの一味であって、一部自由保有者の不満とラウザー家に対抗する同県内の貴族―タニット家（the Thanets）の野心を利用して立候補したのであった。ワーズワスはこのように攻撃している。<sup>5)</sup>

ブルーハムが主張する一年制議會と普通選挙権Vについて彼の言動を遡って検討してみると、その時どきの政治状況に依りて彼は態度を変えていてその考えは一貫してはいない。すなわち一八一四年六月ウェストミンスター選挙区の補欠選挙において彼はA一年制議會と普通選挙権の擁護者Vとして立ち、一年制議會の便益について熱烈な長口舌を振るい、すべての税負担者が有権者資格を与えられると説いた。しかし一八一七年二月一七日下院においてコックレーン卿が、ブルーハムがロンドン亭でA議會改革の友Vにおいて講演したとき、彼は毎年選挙と租税を払うみんなの人に選挙権をという急進的教義を説いたと述べ、またそれらは彼の手記の中にあつたということも追加して印刷にまわしたとき、ブルーハムはこれらの言辞は彼のペンがすべった結果でも、彼自身の筆によって書かれたものでもなく、ある人たちの軽卒と無分別から生じたのであつて、全くの中傷に利用されたにすぎないと反駁した。つまりブルーハムは、有権者資格は直接課税を負担する人びとに制限さるべきだと言つたというのが本当であつたと訂正し、一年制議會については全く沈黙してゐた。さらにこの件に関して窮地に追いこまれると、一年制議會と普通選挙権との相結合された教理は不条理で怪物的だカイメリカルと公然非難するにいたつた。では直接課税を有権者資格とする修正意見と関連した一年制議會をどう考えたらよいのだろうか。彼はこの点について答えを与えないで身を隠してしまふのだが、気持の上では賛成だと推測して間違ひなからう。ともかく両者の結合は、ワーズワスによれば、粗野な野蛮主義バーバリスムの時代にも、誤謬の哲学の時代にも適合するのであつて、T・ペインの「人權論」の教義の臆病な剽窃にほかならない。フランス革命の三年目は直接課税と平行して普通選挙を施行したが、その結果は王政の転覆となつたし、もしイギリスが同じ道をたどれば、その王位もまた同じ運命におち入るだらう。過度に成長したマヌファクチュア都市、巨大な都会の職人、小商店主などが投票権を得れば、その民主主義を目指す騷擾は疫病のように伝染するだらうから。ブルーハムはこの最大の政治的災厄がなんら心配ではないらしい。<sup>(6)</sup>彼は、まだボナパルトに対する戦争が続いている

ころに「植民政策論」(Colonial Policy)を書いたが、その中で彼は文明の最大の災害としての戦争を非難し、『A平和Vがフランスあるいはイギリスに返えるためには、……征服または革命、王朝の交替または政府の転覆のほうが安くつく。』と述べた。いかにも戦争にはげしい嫌悪をぶちまけている平和主義者の主張らしく見えるが、したがってまたイギリス憲法の蔑視の証拠にはならないという弁護もなりたつだろうが、つぎの言葉は彼の平和主義の偽善ぶりを暴露していると言えよう。戦争の遂行を損害のないものとする方法として戦場を遠隔の未開地域に移すことを提案して、『慎重な政策が採用されたが、国内での勝利よりは遠方での敗北を購うことだった。このやり方でわれわれは連合国が征服されることに支払いをした。数百万のあまり有用ではない、またもっと無用な生命が犠牲となったが、その報酬としてわれわれは安全、増加した資源、真の国力の追加を得た。』と彼は述べた。<sup>(7)</sup>

ワーズワスはこのようにブルーハムを批判したのちに、自らの政治原理から考えてこの新しい立候補者はウェストモーランド県選出代表としては適当ではないと結論した。この人物が平凡ではない才能タレントの持主であることは認めざるを得ない。しかし才能それだけでは思慮ある人の目にはそれは推薦状ではない。統治上の適任ということとは一般的能力よりもむしろ責任能力に関して問われる場合が多い。才能はでしゃばりと自信過剰を生みだしやすいが、立法者の場合必要な資質はその反対のものであって、賢明さがあればそれに越したことはないが、それに代わる最も良いものは、祖先の知恵への謙譲な信頼、現存事物への落付いた従順さ、支配するA摂理Vへの宗教的信念である。この観点から見るとブルーハムは、政府と市民社会の限りない複雑さを無視し、その結果として合理的自由の進歩を妨げた、人類最大の敵である軽卒な政治屋、扇動者にほかならない。優れた庭師は既存の物を破壊することなく、むしろ生かして使うことによって最大の美を実現するというが、今日の改革者たちはこの教訓を逆にして、制度が転倒され、実践が根本から変革され、施策が逆転されることを望んでいる。フランス人民の熱狂的民主主義が情念のおもむくまま

に国内の騷擾、血の裁判、私的虐殺、無政府におち入り、結局は軍事的専制の鉄の統制のもとで治安を維持したといふ、歴史の教訓から何一つ学ぶことなしに。<sup>(8)</sup>

H・ブルーハムはここにワーズワスが弾劾しているとおりの人物だったのだろうか。資料を十分に得られなかったので正確さを期せられないが、彼は思想家または理論家と言うよりはむしろ實際政治家であつて、ベントム主義に共鳴していたが、その純理的、數理的見解には實際的立場から批判的で、この時期の改革運動の停滯の理由を急進主義に歸して、ベントムと一時不仲となつたと言われている。<sup>(9)</sup>むしろ哲學的急進主義を中産階級の要求に合致するように通俗化して、その普及に努めた。彼は社会悪の療法たる光を「一般的便益または功利」に求めたが、この観点から見てもつとも良い政府とは「安あがり」(Cheapness)のそれであつて、この理由から都市国家または集<sup>コーポレート・ボディ</sup>団組織の政治形態は採用できない。小共同社会の偏狭な觀念、あるいは自治をめぐる人民相互の紛争がこの原則に反するからである。権力を自ら運営する能力に欠ける人民でも、代表を適當に選ぶ能力は十分にもつていふと言わねばならない。ロックの理論以来、またアメリカの歴史が証明するまでもなく、権力分立と代表制、ことに民主主義は、徐々にではあるが世界の進歩の方向であつて、『なんらかの他の政体よりも一そう間違ひなく純粹であり、またその上もつとも安あがりであるという効用をもつていふ。』(「政治哲學」)と書いた。<sup>(10)</sup>

この進歩に應じてイギリスでも民主主義、たとえば普通選挙制には大いに譲歩がなされねばならない。しかしこの国の繁栄の条件は傳統的妥協精神だったし、混合政体はその所産だったが、この観点から見ると上院の改革の必要はないし、土地利益も適當に代表されねばならない。ホイッグ党はロックの索制均衡の理論を保持してきたが、そのはかりの皿に少しだけ中産階級のおもりを加えればよい。そうすればイギリスの政治情勢は著しく改善されるだろうと、彼は主張した。ブルーハムはこのようにきわめて現実政治家流の議<sup>議</sup>会改革論者で、この点で理論家としての

ベンタムと意見を異にしていたと言われる。彼の「改革」の目的は、王室の権威の制限であり、そのために代表制の改善、つまり補償による腐敗選挙区の廃止、マンチェスターなどの工業都市への議席の配分、贍本<sup>コペー</sup>保持者への選挙権付与を企図していた。一八三〇年の「改革」提案に当たっては、ことに「秘密投票<sup>バレット</sup>」の点においてホイッグ党の同草案には彼は反対した。<sup>11</sup>

また政策原理に関してブルーハムは、自然的貴族が土地的利益に限定されるのではなしにマヌファクチュアラーに拡大されることを強調している。個人的自由は自然的であり、競争による進歩の普遍的法則に合致しているがゆえに、最大の社会的善である。競争の自由、つまり才能<sup>タレント</sup>に開放された経歴<sup>キャリア</sup>こそ、われわれが社会に求める第一の事からである。この競争社会では私有財産はその報酬、刺戟物であって、自由は平等ではなく不平等を、すなわち少数者が最大の能力を発揮することを保障するが、そこに自然貴族が形成されるのは当然の理である。この自然貴族が権力の保持者と一致している場合に能率のよい国家が形成されるのであって、その不一致が革命の原因となっている。イギリスでは今日マヌファクチュアラーこそこのような自然貴族だから、彼らにふさわしい地位を明けてやることをホイッグ党は使命とすべきであり、ベンタム主義の見地から確実な手段としての「功利」の原則を採用すべきだと主張した。したがって貧民救済、国民教育制度、穀物法に関してはマルサスの見解に賛成し、労働市場における競争、賃金の鉄則を承認し、国家干渉論者をすりきれたマーカンティリズムの「ロマン主義的」支持者だと皮肉った。また経営に経費のかかる植民地を放棄し、「自由貿易」を採用するならば、世界平和の達成が期待されるだろうと、自由放任を礼賛していた。<sup>12</sup>

このように一八一八年総選挙はウェストモートランド県のみならず全イギリス国民の政治問題として戦われたが、シェリーはこの選挙におけるワーズワスの役割をどう政治的見地から非難したのだろうか。彼は希望通り同県の選

挙に関するもっと詳しい資料を手に入れたらどうか、その検討の結果前るときと同じく、いやもっと厳しくワーズワス批判を貫いたのだろうか、それともその意見を変えたのだろうか。たまたまスコットランド旅行の途中尊敬する詩人ワーズワスを初めてライダルに訪問したが、多忙な選挙運動のために十分に会えずにその許を去った若い詩人キーツは、弟あての手紙の中でつぎのように書いた。『どう思うかね、ワーズワス対ブルーハムとは。悲しい、とても悲しいことだ。しかもその家族「ラウザー家」が彼の友だちだったとは。……』彼はワーズワスがこの愛すべき湖畔の自然の中で「ロンドンの毒気」に汚染されていることを嘆いていた。シェリーとキーツとのこの詩人の行動に対する評価は必ずしも同じだとは言えないが、ロマン派詩人の政治思想の上になんらかの対立が進行しはじめていたのだろうか。<sup>(13)</sup>

- (1) Letter to T. L. Peacock, Bagni di Lucca, Jul. 25, 1858. P. B. Shelley's C. W. ed. by R. Ingpen, pp. 313~5.
- (2) Moorman, Mary: Wordsworth, a Biography. The later 1803~1850. Oxf. P., 1965. pp. 334~56. Wells, J. E.: Wordsworth and Quincy in Westmorland Politics, 1818. PMLA vol. 55, 1940, Dec., pp. 1080~82. Maccoby, S.: English Radicalism, 1786—32. pp. 331~2, 344.
- (3) Wells, *ibid.*, pp. 1085~90. Moorman, *ibid.*, pp. 349~50.
- (4) Wordsworth's Prose Works, (ed. by W. Knight.) pp. 281—91.
- (5) *Ibid.*, pp. 291~329. その論戦についてはギョ・クワインシーは Westmorland Gazette 紙の編集長として大いに協力した。(Moorman, *ibid.*, pp. 354~55.)
- (6) Wordsworth's Prose Works, pp. 313~16.
- (7) *Ibid.*, pp. 317~18.
- (8) *Ibid.*, pp. 319~23.
- (9) Halévy, E.: Growth of Philosophical Radicalism, 1928. p. 264. しかしベンタムの伝記著者アトキンスはブルーハ

4とベンタムの親交はそれ以後も一そう親密となったことを指摘している。(Atkinson, C. M.: J. Bentham, his Life and Work. pp. 182—3) White, R. J.: Waterloo to Peterloo, pp. 157—8.

- (10) Brinton, C.: English Political Thought, pp. 34—5, 39, 40.
- (11) Ibid., pp. 40, 35.
- (12) Ibid., pp. 39, 40—1, 38.
- (13) Moorman, *ibid.*, p. 356.

二

シェリーのワーズワスの政治行動批判から遺稿「議会改革の哲学観」へ至る経過を正しく理解するためには、ナポレオン戦争の終結から一八二〇年ごろまでの、戦後処理をめぐる摂政治下のイギリス政治と議会改革運動の状況を、はげしい政治理論上の論戦、文書合戦もまじえて、概観しておくことは、一応便利だろう。

この改革運動は一八三二年のきわめて妥協的な議会改革の実現によって一応その目的を果したわけであるが、この段階における改革運動はその勢力の消長の波から判断してつぎの四時期に区分することができよう。すなわち(一)一七六〇年代にはじまるJ・ウィルクスのジョージ三世の専制的傾向に対するはげしい攻撃が動機となって急進的議会改革の火の手が挙げられた。一七八〇—八三年にわたる小ピット、バークの部分的改革の提案も急進主義を制御する立場から企図されたと言えよう。ウィルクスはアメリカ民主主義思想の影響のもとに『代表なくして課税なし。』の原則をかかげて国王権力、それと結びついた独占業者の支配を攻撃した。ピットの改革運動も宮廷派勢力の抑制、失政の責任追及、腐敗—たとえば閑職—の除去、経済上の諸改革を意図するものであって、運動組織の上でもいままでにない新しい大衆組織が試みられた。ゴードン暴動の結果挫折したけれども、ワイヴィル (Rev. Chr. Weyvill) の

ークシャ中心の連合人民党の県民大集会 (County-Meeting) のような例である。その議会改革の目標は、パークの思想を根拠として、△審議▽と△政府形成▽の機能の観点からの代表原則による部分的改革—旧バラの買収、新選挙区の創設—に限定され、新選挙権付与は含んでいなかった。この運動はなんら効果を挙げることなしに失敗に帰した。<sup>1)</sup>(二)フランス革命のインパクトによって新たに燃えあがった一七九〇年代の改革運動であって少くとも三つのグループに区別することができよう。(イ)ウィルクスの急進主義の伝統を受け継ぎ、またT・ペーンの思想の強い影響を受けたグループであって、イギリス的ジャコバン主義の色彩が濃く、△革命記念協会▽、△憲法知識普及協会▽を中心に活動した。ホイッグ党内の改革派、非国教徒の支持を得ていた。(ロ)C・J・フォックスを中心とする△人民の友▽派であって、一七九二年四月急進主義者たちと一面同盟一面对抗の立場から結成された穏健改革派グループである。ローダーデル、C・グレイ、シェリダン、アースキンなどがその指導者だった。(ハ)一七九二年一月トマス・ハーディらによって結成された△ロンドン通信協会▽を中心とする労働者の改革運動の組織であって、知識や情報の交換によって地方組織をロンドンの中央組織に多細胞的に結合し、それらの組織の代表による県大会、さらに全国大会の基盤の上に改革議會を直結すること、そのための選挙権の獲得を目ざしていた。労働者のパンとバターの政治を改革運動に結びつけたところに、新しい政治活動の特徴が見いだされた。これらのグループによる改革運動は、一七九四年始めにはエジンバラ人民大会をはじめとして、さらにイングラランド全国人民大会の召集の決定に至るまで(同年八月予定)、全体として最高潮に達したが、これに対し政府は人身保護令<sup>ハベアス・コーパス・アクト</sup>の停止、ハーディらの大逆罪による起訴、△叛逆実行法▽ (Treasonable Practices Bill)、△扇動集会法▽ (Seditious Meetings Bill) などによって、言論の自由の圧迫、集会の実質的禁止の措置をとるにいたった。イギリスの対仏参戦とそれにもなう世論のジャコビニズムへの攻撃は、改革運動を困難な状態に追いこみ、諸協会は無活動または事実上の解散におち入ってしまった。

た。△通信協会Vは最後まで活動を続けたけれども、アイアランドの叛乱に関係があったという理由で非合法結社に  
 関する法令により一七九九年七月決定的に解散された。<sup>(2)</sup> (3)ナポレオン戦争終結の一八一五年から約五―六年にわたる  
 戦後の困難な事態とメッターニヒ的平和回復の方針をめぐる紛争が、改革問題として政治的に多くの事件を生んだ時  
 期であって、私のテーマはここに関連しているわけだから、つぎにあらためてその事情をあらまし説明しよう。(四)一  
 八二〇―三三年に至る新しい改革運動の発展と、きわめて妥協的であるが、ホイッグ党の実際政治家によって、一  
 応議会改革が実現されるに至った時期である。改革運動の大勝利と言うよりも、ヨーロッパ大陸における革命の波が  
 一八三〇年に再び高まってきた事態の中で、またイギリス労働者階級の政治勢力としての成長という状況の中で、ホ  
 イッグ党のグレイやラッセルが追求した議会改革の実現は、一九世紀後半における数次にわたる改革の端緒となつた  
 のみならず、保守的イギリス政治の基礎工事を行なったものでもあったことを指摘することができよう。<sup>(3)</sup>

ウェストモーランド県選挙が戦われた一八一八年の前後数年にわたる、第三の時期の改革運動は、一七九〇年代の  
 この運動が沈滞し、ホイッグ党の指導者フォックス、グレイが全く消極的となつたかなり長い時期を経て、新しい急  
 進派の指導のもとに再び活潑になりはじめた。F・バーディット(Burdett)を先頭とするウェストミンスター選挙  
 区民の急進派ベントム主義者グループは、一八〇九年ヨーク公の愛妾アン・クラークの汚職が全国的に憤激をまきお  
 こした機会に改革運動を盛りあげるために、同年五月△王冠と<sup>クラウン・アンカー</sup>碇V亭<sup>バンキット</sup>に宴会を召集した。この集会にはホイッグ党  
 改革派はあまり積極性を示さなかったけれども、それでもこの機運にホイッグ穏健派カーウエン(Curwen)は、改  
 革の手はじめとして議席の売買の禁止に関する提案を行ない、バーディットもまた△真の改革Vの提案を示したが、それ  
 らに対してはバークの門弟ウィンダム(Windham)やサウジの反論、批判を受けた。しかし急進グループ内にはあ  
 くまでホイッグ党と結んで「人民のパトロン」たろうとする△エディンバラ・レヴェウV紙のブルーハム、ジェフリ

一 (Jeffrey) らと、このような方針を日和見主義として攻撃するコベット―彼の機関誌 Political Register は前者より少し早いがいずれも一八〇二年に創刊された―との対立が明らかになっていった。一八一〇年摂政統治の最初の年は改革に対する支持はかつてなく優勢となっていた。二月九日急進派バーデイトやコクレーン (Cochrane) らの主催するウェストミンスター集会は、グレイのかつての改革案の線で見解の統一をはかり、ホイッグ党内の△反乱分子▽を引き出す意図をもってなされた。議会外との大衆運動との結びつきについては大いに注意が払われたけれども、その事件でバーデイトは逮捕され、ロンドン・タワーに監禁された。グレイは宣言を出して、反乱による改革は考えていないこと、そのためには長い忍耐をすべきことを訴え、行動的ではない改革派の満足を得た。五月急進派ホイットブレッツド (Whitbred) の友人ブランド (Brand) は△改革委員会▽の設置と、謄本保持者および家屋所有者の有権者資格の付与、三年制議會を内容とする改革案を提出して下院の討議にかけたが、勿論否定されはしたけれども、その支持票はかつて小ピットが一七八五年提出した改革案とほぼ同じくらい多かった。カートライトは『偽の改革、半改革、立憲的改革』を書いて穏健派を批判し、一八一一年五月△ハンプデン・クラブ▽を創設したが、それはかつての△ロンドン通信協会▽をモデルとしたものであって、メソヂスト派の組織にも関連していたが、彼はマヌファクチュア地方を巡回して請願運動の展開を労働階級に訴え、同クラブの地方組織の拡張に努めた。同年六月△フリーメーソン▽亭の改革宴にはコクレンら急進派、カートライト、コベットは参加したが、穏健派は欠席した。そのころから労働者の△ラッドナイト▽運動が激化し、クラブ活動も、急進派知識人が名を連らねていたが―バイロンもその一人だった―不活発となってしまう<sup>(4)</sup>。

一八一五年以後の戦後の数年はイギリス近代史上もつとも陰うつな時期の一つとなった。戦争の最後の年に五千万ポンドの記録的水準に達した同国の輸出は、一八一九年には三千五百万ポンドに下落してしまった。救貧経費は一八

○一年の四百万ポンドが一八一八年にはおよそ二倍になった。製鉄・鉱山労働者の失業もおびただしい数にのぼり、一八一六年五月のラッドایت暴動は騎兵隊によって辛うじて鎮圧されたほどだった。その年の夏には農民の一揆も続いた。このような状況の中で同年八月末バーディット、コクレン、プレイス、ジェイムズ・ミルらベンサム主義者の全国的な議会改革請願キャンペーンの呼びかけが行なわれ、ハンプデン・クラブもこれにこたえて積極的活動を展開しはじめた。十一月十五日大衆請願の集会がスパ・フィールズに召集されたが、バーディットと人民派のハ雄弁家V H・ハントとの意見の不一致のために、請願の内容がベンタム的プログラム―成年男子普通選挙権と一年制議会と秘密投票を具体化していたにもかかわらず、バーディットは議長の役割を拒絶するような事態におち入った。彼は「直接課税」による選挙権資格の制限を突きは考えていたらしい。十二月二日同じスパ・フィールズで下院の請願人への侮辱的応接に抗議してH・ハントの指導のもとに集会が開かれたとき、ハスペンス派Vのウォトスン博士と息子、後のカトリー・ストリート事件の主謀者A・ティスルウッドはこれに参加して、大衆を扇動してロンドン・タワーの奪取に向かわせることになった。ハスペンス派Vとは「スペンス的博愛主義者協会」の一サークルであって、後者は教区有地の共産制によって貧困を救済しようというT・スペンス (Space) の教義を普及するために一八一四年T・エヴァンスによって設立されたものだった。この襲撃計画が失敗に終わったのは勿論のことだった。一八一七年一月ハンプデン・クラブ地方組織の代表がハ王冠<sup>クラウン</sup>と碇<sup>アンカー</sup> V亭に召集され、改革問題を討議したが、コベットやカートライトが穏健派の主張に妥協して家屋所有者選挙権を認めようとしたのに対し、地方組織代表は普通選挙権を要求し、H・ハントの支持のもとにその決議が認められた。コクレンがその請願を提出することとなったが、それと時を同じくして議会開会の式典に出席した摂政殿下がその帰途何ものかによって狙撃され、馬車の窓ガラスがこわれるという、ハ紙鉄<sup>ポツプ</sup>砲事件<sup>ガン・プロット</sup>Vがおこった。同事件に関する調査のためのハ秘密委員会V報告に当たってもっとも急進派を攻撃したのは

ブルーハムだったことは、ベントム主義者の内部分裂を示していた。改革派も相互に攻撃し合った。政府は△警告▽<sup>アラーム</sup>政策をとって、三月人身保護令の停止、△扇動的集会禁止令▽の発動を行なった。しかし大衆の不満は四月マンチェスター労働者のロンドンを目指す赤ゲットかぶりの飢餓行進(March of Blanketeers)となったし、それが弾圧される<sup>と</sup>、『マンチェスターをモスクワへ』という報復の流言がさかんに流された。このような武装蜂起がおこるかも知れない不安な状況の中で、△スペイン派▽の手をかりて介入してきた△スパイ・オリヴァ▽の挑発によって、ダービシャの村ペントリッチの武装革命が六月九日おこった。ロンドンの大衆はノッチンガム・パトリオットが烽火を擧げるのを待っているという情報を信じて、かつてのラッドナイトで△ノッチンガム大佐▽というあだ名のJ・ブランドレットの指揮のもとに行なわれたこの武装蜂起は、その方法もその目標も全く旧式な一揆主義を出るものではなかった。それはパンを目ざす革命であって、選挙権はなんら語られなかった。十一月七日—この日は王女シャーロット逝去の哀悼の日でもあったが—ブランドレットはじめ三名の叛徒はノッチンガムのナンズ・グリーン広場で処刑された。それとともに古い型の革命もまた葬られた。大臣暗殺を企図したカトー・ストリート事件がその後おこりはした<sup>が。</sup><sup>(5)</sup>

比較的穏かだった一八一八年バーデイトはベントムの協力を得て、改革原理として、一年制議会、成年男子普通選挙権、秘密投票、平等選挙区の提案を行なったが、賛成者はなかった。しかし総選挙後の状況の中で△エディンバラ・レビュー▽誌の理論家J・マッキントッシュはベントムの普通選挙権に関する一般理論の画一な適用を批判し、全体的改革ではなしに個々の腐敗バラの具体的事情に応じて、コーポレーションの改革を行ない、中産階級に有権者資格を承認する方向を示唆した。選挙管理委員会は当選無効訴訟の処理に忙しかった。その一つの型としてのコーンウォールのグラムパウンド事件はこのような緩慢な特殊な議席移転の方法による改革の典型—ラッセルの「義務怠慢のバラ

は代表を失う」という改革原則となったが、それはあまりにも効果を挙げるのは遠かった。<sup>(6)</sup>

一八一八年の労働者階級は比較的復活した商業活動のもとで、その繁栄の分け前を求める経済的ストライキに訴えていたが、かつての△通信協会Vの古強者<sup>ツツキ</sup>たちが出獄してくるにつれて、議会改革と普通選挙権の獲得を目指す政治活動の方向へ労働者を向かわせる試みも再び活況になってきた。急進派のカートライト、コベット、H・ハントのトリオによる普通選挙権獲得人民綱領の頂点として、マンチェスターのセント・ピーターズ・フィールズにおける平和な大集会が一八一九年八月一六日、ハントの司会のもとで行なわれた。同市の警察は事前に逮捕できたであろうにもかかわらず、会場においてハントを逮捕するという無策の挙に出て、それを阻止しようとする会衆とそれに対抗するヨーマン・商店主などの民警団の衝突をひきおこし、ついに騎兵隊の出勤となり、△ピータールーVの言葉の通り多くの市民の死傷者を出してしまった。この事件に関して世論のきびしい政府非難はカートライト・コベット・ハントの議会改革のプログラムを労働者階級の政治綱領として承認させる上に大いに役立つことになった。保釈で出てきたH・ハントはロンドン市民によって凱旋將軍のように歓迎された。政府は「六法令」でもってこれに答えた。このような状況の中で政党レヴェルの改革運動は一八二〇年代には、上述したとおり、現在の選挙制度—自治的コーポレーションと土地的利益を基礎とする—をできるかぎり温存する妥協的方針をとって進められたが、それは労働階級政治とは相異なる保守主義の方向での議会改革だった。<sup>(7)</sup>

この時期の急進的改革派の理論は—△エディンバラ・レヴェニューVグループからの多少の修正はあったが—ベンタムによって提供されていたことは上述したとおりである。彼の改革思想は、摂政統治の初めからのこの問題をめぐる論戦の中で形成され、「教理問答形式による議会改革」(Plan of Parliamentary Reform, in the Form of a Catechism, 1817)で詳しく述べられたが、さらにその後批判に答えて反駁する形で、「根本的改革法案」(Radical

Reform Bill, 1819)「急進主義は危険でない」(Radicalism not dangerous.) [一八二〇年ごろに書かれたが刊行されなかった]において論旨は要約または補足された。また「詭弁の書」(Book of Fallacies, 1824)は批判者の思想上の独断的根拠を暴露するために書かれたものであって、ハコベット時代Vの精神を知る上に不可欠な本であろう。彼の功利主義の見地からの政治へのアプローチは、経験的・数量的見地から理念政治を捨象して、社会的技術として統治を合理化し、能率化する手段を探求することにあつた。このような見地から急進的議会改革の具体的施策が論ぜられているのだが、その主要目的は議会選挙の腐敗、(つまり買収行為や脅迫)の排除、貴族の閑職の廃止にあつた。その手段として選挙手続の原理は、(一)普通選挙権(二)代表または選挙権の地域的平等(三)選挙の自由(四)投票の秘密―を内容とせねばならない。貴族の政治的インフルエンス力カウンティの地盤となつているバラ自治体や県選挙区を平等な人口割り少数選挙区に配分替へして普通選挙権を実施し、代表権をもたなかつた新工業都市にも公平な発言権を承認すること、選挙区の党派的独占―ベンタムはこれをテロリズムと呼んで―を排除して公正な競争を導入し、インデペンデント独立の代議士の選出をはかること、従来二週間以上にわたつて、活潑な支持や反対の集會と平行して行なわれた投票の期間をわずかに一日に短縮するとともに、その手続を簡素化して公開を秘密無記名投票に改正すること、その他複数投票権―財産所在地ごとに有権者がもっている―の廃止などを提案した。<sup>(8)</sup>

ベンタムは選挙制度の改革と関連して議会制度についても、この時期の改革の重要な施策として、(一)一年制(Annuality)つまり毎年総選挙を実施することによって代議士全員の交代を行なうこと(二)したがって終身代議士の排除(三)常時議院出席義務の励行(四)官職兼任代議士(Place-men)の排除―討議に参加し動議を行なう権利は認め<sup>(9)</sup>るが議決に参加することは認めないのであつて、議院内の宮廷勢力の抑制を意図するものだった―を提案していた。勿論實際政治の観点から県におけるコピー・ホルダー膳本保有者あるいはハウス・ホルダーバラの家屋所有者に選挙権資格を制限しようとするホイッ

グ党改革派の穩健、改革案を根本的改革への過程的措置として承認しないわけではないが、一そう急進的な改革派の影におびえて彼らがそれに固執するならば、それは君主制的反動勢力に屈するのであって、時代の民主政治の優勢

(Democratic Ascendancy) の動向にそむくものであり、専制政府の警告政治<sup>アラーム</sup>に乗ぜられて、コベット一派を過大に恐れた結果にほかならない。戦中戦後を通じて反ジャコバンの国民の心理状況を利用した政府は、人身保護令の停止などによって、国王の専制政治を偽装のそれから正式の専制 $\vee$ へ移行させて、イギリス的自由を喪失させ、また大陸にあってはフランスの保障占領のもとでメッターニヒ的反動体制の仕上げに協力している。このようにベトナムは戦後政治における民主政治の危機に当面して根本的議会議改革の提案を行なったのである。<sup>(10)</sup>

すでにブラックストーンがイギリス王政の無比の憲法 $\vee$ を「英法註釈」で賛美したのに対してベトナムがそれをきびしく批判して以来、彼の功利主義の政治思想は一貫して、T・ペイン流のアメリカ民主政治を手本とする純粋共和政治 $\vee$ をイギリスのみならずヨーロッパ諸国に画一に実現することを理想としてきた。与党であるトーリー党は勿論野党のホイッグ党もまた国王の専制を助けている点では同じであって、二大政党の基盤である貴族的勢力政治には人民的利益政治<sup>インタレスト</sup>が代わらねばならない。すなわちE・パークの保護主義的経済論—その実践はイギリス国民を困窮におとし入れるであろうとベトナムは極論している—は宮廷勢力を助けているが、それに代わってA・スミスまたはJ・スチュアートの自由競争の経済思想が実現されねばならない。同じような観点からベトナムは、時代遅れの重商主義的保護政策に固執しているスペイン国王と身分会議<sup>コルテス</sup> (Cortez) またはJunta (Junta) に徹底的打撃を加える方策として、普通選挙制の上に立つ議会議政治の採用を提案した。反ナポレオンの民衆抵抗のパールチザンの拠点としてこれらの自治組織は大いにその力を発揮したことをワーズワスが「シントラ協定」の中で賛美していたのに。このような普通選挙制的議会議を目標とする根本的改革は、アメリカ民主政治あるいはすでにそのような改革を実現し

たアイアランドやスコットランドの実例に見るように、無政府や反乱をひきおこして、イギリス本来の憲法や私有財産制の危機をなんら招くものではないし、スペンス派との関係で恐れられているコベットらの急進主義も、このような民主主義の中では労働者階級がその利益の分け前にあずかるのだから、むしろその体制に同調するようになるだろうと、議会政治の前途についてきわめて楽天的見解を述べ、支配階級の不安に対して即効的処方箋をベンタムは書いた。つまりベンタム派のスローガンとなった「最大多数の最大幸福」の原則である。『エルドンの時代は過ぎ去ろうとし、ベンタムとブルーハムの時代が来ようとしていた。<sup>(11)</sup>』

しかし物質的利益のある程度の向上は民衆の幸福感を満たすのに十分だったのだろうか。社会生活における便益と能率の増大は精神的満足感の充足に代わりうるだろうか。ロマン派詩人の一人で、政治上はトリー党の立場に近かったR・サウジの議会改革運動批判は、このような角度からの議論だった。かつてはゴドウィンの強い影響のもとにコールリッジとパンティソクラシーの設立に熱狂し、またロンドン時代のシェリーの友人でもあったサウジー後には仲違いをしたが<sup>(12)</sup>は、改革運動が再び活潑になり始めた摂政統治の時期初めには、急進主義反対に移って、F・バーディットの改革提案を批判し、老いた櫛の木の下の自由な集会や公共精神に代わって、貨幣的富の支配にあやつられた大衆の僭主支配がそれから現れるだろうと述べた。パークの言う豚のような大衆V、彼に追隨したウィングムが言う政治的原罪Vから起こる大衆の墮落ということであって、民衆選挙によって救済は得られないだろうし、かえってそのために政治家責任は失われてしまう。郷土の觀念に結びついた祖<sup>パトリオティズム</sup>國愛はコスモポリタンの觀念に置き換えられ、教区内住民は大都会や工業都市へ駆り出されているが、アマヌファクチュア動物Vの信仰告白または經典がA・スミスの「国富論」であって、その信奉者であるマルサスをはじめベンタム派の人びとは、ゴライアスにはかならないゴドウィンの思弁的政治を非難し、人口増加法則の見地から貧民の結婚の抑制と救貧税の廃止を要求した。

彼らは奴隷貿易の廃止の功業を誇りとしているのに、都会の労働者ことに少年労働者が奴隷労働に劣らぬ過重な労働条件を強いられていることには目をつぶっている。サウジはこのようにマルサスらを攻撃した。<sup>(13)</sup>

戦後の改革運動に対するサウジの批判もまた、改革の目的は勢力政治―宮廷・貴族・バラ商人の既存の支配体制―の廃止であるというペンタム派の主張の反駁に再び向けられている。国王の勢力の増大は専制の危機をはらんでい  
ると言うけれども、むしろ新興の財産家の金融上の一たとえば紙幣の巨額な量の流通からの引上げなどによる―寡頭  
支配の危険こそ注意されねばならない。自由競争によるマヌファクチュアの過剰な生産が他の産業部門を困難にし、  
大陸諸国民自身のマヌファクチュアを破滅させるといふとき、その政策の政治的前提条件として、彼らは議会改革と  
民衆選挙を求めている。しかし民衆選挙こそ、開放自由選挙区の従来例に見るように、貨幣と派閥による買収と腐敗  
の原因なのではないのか。しかもこのような選挙によって選出された富裕商人やマヌファクチャラー、植民地経営者こ  
そ、選挙民の利益に左右されやすい、デマゴグ的政治屋であつて、その結果は暴民支配におち入りやすいだろう。  
ウルトラ・ホイッグの「カレドニア託宣」<sup>オラクル</sup>は、バークの権威によって支配者信任を説く<sup>キニティスト</sup>ことなかれ主義者Vを攻撃  
し、その態度は自由国民にふさわしくない愚かなことだと宣言したが、その急進主義はスペイン派博愛主義に道を開  
くことであろう。『ブリテン憲法は理論の所産ではない。……それは内に形式、美、生命をもつた政治体の皮膚のよ  
うなものである。……あるいはむしろ生命それ自身である。わが憲法はわれわれの慣習と必要から生じたのであつて、  
われわれの成長とともに成長し、社会がつねにその進歩に当たつて経過している変化によつて徐々に修正されてき  
た。そのもとではわれわれはその思想のように自由である。』サウジはこのような憲法が侵食されることを有効に  
防止すべきことを説いた。△真の改革Vは、トマス・バーナード卿あるいはワーズワスが説いているように、叡知が  
与えた摂理の原理に従つて、急激な突然の変化を避け、またそれ以上に永続して来た制度 (institutions) から形態

と様式の点で不必要に逸脱することを避けることによって、実現されうるであろう。『大善はほとんど気づかれないほど容易な漸進的手段によって達成されよう。』サウジーはこのように議会改革に反対し、むしろ救貧制度の改善、あるいはオーウェンのニュー・ラナーク式の救済制度のような、社会政策的改革に重大な関心をよせた。<sup>(14)</sup>

トリー派であつてウィンダムの友人だったコベットがバーディットとともに急進的改革思想に共鳴して反政府的言論活動を始めたのは、一八〇六年以後のことに属している。彼はイギリス的諸<sup>インステイテューション</sup>制度と伝統的憲法が、名譽革命以後銀行などの信用機構を握っている金融的新興勢力によって破壊され、腐敗<sup>システム</sup>へ組み替えられたことを非難した。『私は人間と事物とがなんらかの粗野な自由の理論で誤り導かれることを知る機会をありあまるほどもった。私はイギリスの革新を見たいとは思わない。私が願つており求めているすべてのものは、腐敗によって汚されないイングランド憲法である。』彼のこのような復古思想は、彼が穩健なホイッグ的改革から離れ去つて、J・カートライトに接近し、普通選挙による人民的改革運動を開始した一八一六年以後の段階においても、一貫して主張されたところであつた。それはバークの伝統主義とは異つて、<sup>システム</sup>体制Vの黙示文学的終焉を確信するものであつた。普通選挙権、一年制議會は、カートライトと同じく、コベットの場合もまた、古いイギリス的自由の遺産であり、アングロサクソン時代の特徴だつた。このような伝統的諸制度を否定し去つて新奇なものに代えようとするペンタムの共和主義には彼は賛成できなかった。ペンタムは急進的議會改革の結果についてきわめて樂觀的見方をもつていたが、コベットは<sup>システム</sup>体制Vの徹底的破壊なしには、いかなる急進的攻改革もなんら効果がないという革命的思想に轉換していった。悲惨な状態にある人民にとって、政治的自由は最高善であるという主張はいかに空虚なものだろうか。このような見地から彼は三二年改革の少し前に労働人民に向かつて議會改革を訴えたが、そこでは階級意識が宣明されていた。『……この改革はなんら現実の、実在上の、さよう、肉体的財を数百万の人民にもたらさないことが証明されるなら、

私はすぐにそれは何の役にも立たないと言うだろう。権利、自由などの言葉はただの言葉ならば、わらくずにも値しない。なんべんでも言うがそれらは詐欺として役立つ。たえず働き、骨を折り、寝ず番をし、質素に暮らしているにもかかわらず、半ば裸で、半ば飢えている人にとって、自由の叫びは何だ。こんな場合自由という言葉は乱用されている。かような人びとは、何と呼ばれていようと奴隷にほかならない。<sup>15)</sup>』

コベットの改革思想がカートライトのハムプデン・クラブVの地方組織と結びついて、労働階級のあいだに大きな影響力をもったし、それが後のチャーティズム運動に大きな遺産となったことは否定しえないが、彼が労働階級についてどのように理解していたかが一つの重要な問題点であろう。彼は一方では労働階級について、『……優雅な着物、華美な家具、堂々たる建物、立派な道路と運河、駿馬と馬車、おびただしい頑丈な船、商品で一ぱいの倉庫……これらはすべて労働の所産である。一人前の職人<sup>チャーニイマン</sup>と労働者なしにはそれらは何一つ存在しえなかっただろう。……その国を資源で豊かにするのは骨折り仕事をする人びとの労働であるように、同じ階級の人びとが自らの腕でその安全と榮譽を守らねばならない。』と述べているが、他方では社会的平準化を批判して、失われた古き良き時代の農村生活の復古に憧れている。『全世界でイギリスほど幸福な国はなかった。……その田舎屋での労働者の住居の整とんの良さ、規則正しさ、清潔、勤勉が書かれているのを読んでいるのを聞くと、他国の人びとはロマンスを聞いている思いがするだろう。……労働者たちは幸福だった。各人が小さな家をもっていた。身のまわりに置く、保存しておく値うちのあるものをもっていた。人びとは結婚の日から死ぬ日まで……同じ小屋に住んでいた。彼らは長年同じ小屋に住んでいた。彼らは長年同じ仕事をしてきた。法的債務もなく、尊敬と善意でなされたもののほかはなんら依存することなしに。……』コベットは労働階級の窮乏を弁護しながら、反動的方向を意図したのだろうか。この急進的改

革者にはロマン主義の影が濃く感ぜられる。

- (1) Cannon, J.: Parliamentary Reform, 1640~32, pp. 66~7, 82~93. white, R. J., *ibid.* pp. 81~3. 岩間正光「イギリス議会改革の史的研究」一五〇—六六ページ。
- (2) White, *ibid.*, pp. 84~6. Cannon, *ibid.*, pp. 116~143. Cobban, A.: Debate on the French Revolution, pp. 103~153. Maccoby, S.: English Radicalism, 1786—1832. pp. 45—62.
- (3) Cannon, *ibid.*, pp. 204~41, 255~61.
- (4) Cannon, *ibid.*, pp. 146—64. White, *ibid.*, 131~43. Maccoby, *ibid.*, 203~18, 258—74.
- (5) White, *ibid.*, pp. 148~59, 146, 161~69, 170~83, 197—99. Cannon, *ibid.*, 165—78. Maccoby, *ibid.*, 312~29.
- (6) Cannon, *ibid.*, pp. 177—8.
- (7) White, *ibid.*, pp. 184~200. Cannon, *ibid.*, pp. 180~82. Cf. Read, D.: Peterloo, the Massacre and its Background, 1958. Maccoby, *ibid.*, pp. 353 ff. (The Six Acts and after, 1819—21)
- (8) Works of J. Bentham, vol. III, 451~76.
- (9) *Ibid.*, vol. III, 511~16.
- (10) *Ibid.*, vol. III, 516~21, 525~33, 445~51, 435~38, 617~20.
- (11) *Ibid.*, vol. III, pp. 612~13, 532~34, 435, vol. V, p. 278. (Defence of Economy against E. Burke), cf. *Ibid.*, vol. II, pp. 277 ff. (On the liberty of the Press, Letter to the Spanish People), cf. *Ibid.*, vol. VIII, pp. 460 ff. (Three Tracts relative to Spanish and Portuguese Affairs.), vol. III, pp. 613~17, pp. 469~71. トンベリアン『英国社会史(林健太郎訳)下』一三八ページ。
- (12) Shelley's Letter to Godwin, Jan. 16, 1812. (C. W., vol. VIII, p. 244). 「詩人サウジー——彼の原理はかつては純粹で崇高だったが——彼は今ではあらゆる悪弊と不条理の、雇われ弁護人です。彼は言います——「君が私の年ごろになると、私のように考えるようになりませう」と。サウジー氏のような改宗者になるいささかの気も私にはありさうもありません。」
- (13) Southey, On Sir Francis Burdett's Motion for Parliamentary Reform, 1810. (Essays, Moral and Political. vol. 1. pp. 3~28.) The Same, On the State of the Poor, the Principle of Mr. Malthus' Essay on Population, and

- the Manufacturing System, 1812. (Ibid., vol. pp. 80—5, 110—17.)
- (14) Southey, On the State of Public Opinion and the Political Reformer, 1816. (Essays, Moral and Political, vol. 1, 391—92, 385—88, 394—7, 378—9. The Same, On the State of the Poor, and the Means pursued by the Society for bettering their Condition, 1816, pp. 211—13. The Same, A Letter to William Smith, Esq. M. P., 1817. (vol. II, p. 24), cf. The Same, On the Means of improving the People, 1818. (Ibid., pp. 111ff.) なお救貧法については田代不二男「英国の救貧制度」参照。なおベントンはこのちがなロマン派からの批判については、その思考方式については、その論争をめぐってや論争している。(Book of Fallacies, W. of J. Bentham, vol. II, pp. 457—59, 453)
- (15) Osborne, J. W. : William Cobbett : His Thought and his Time, pp. 80—81. (Polit. Reg. Apr. 15, 1809.)  
Ibid., pp. 49—50. (A Grammar of English Language.) Ibid., pp. 79—80; The Same, John Cartwright, pp. 148—9. 「伝統的人民議会とはカートライナーによれば Witenagemot を指している。」 Osborne, Cobbett, pp. 82—3; the Same, Cartwright, p. 63. Osborne, Cobbett, 49—50, 83—4, 83.
- (16) Osborne, ibid., p. 161. Maccoby, S. ed. : Radical Tradition, 1763—1914, pp. 86—7. White, R. J. ed. : Conservative Tradition, pp. 175—76, 179—80, 184—86. Osborne, ibid., pp. 163—64, 48—9. Ibid., pp. 16—7.

三

摂政統治時代の議会改革運動が上述したような状況で戦われていた時期にP・B・シェリーはL・ハントの「イグザミナー」誌を中心とする新しい世代の急進主義グループの一員として改革運動の舞台に登場して来た。同誌の創刊は一八〇八年一月だったが、その後援者にはユグノーB・R・ハイドン、同じユグノーでシェリー著作の出版者となつたC・オリエ、そしてH・ブルーハムがいた。ブルーハムは改革者としての友であるのみならずハントの詩の賛美者でもあつた。シェリーがL・ハントと交渉をもつようになったのは、オックスフォード大学学生としてフィンナテ

イ事件—モーニング・クロニクル紙上に人民の窮乏を訴えてカスルリー卿へ公開状をのせたかどで禁錮一年半の判決を受けたアイア人新聞記者—の救援に活躍していた彼が、軍隊内の私刑批判のかどで告訴されたのを言論によって取り下げること成功したL・ハントへ共鳴の手紙を書きおくれた機会（一八一一年三月）からであって、共和主義のためにシェリーは直に大学から追放された。この「イグザミナー」サークルには戦後の時期にはそのほかにC・ラムやJ・キーツがその名を連らねていた。シェリーがワーズワスを「背教者V」として非難したのはこのようなサークルの共通の感情だったのである。しかし彼が一八一九年夏のピータールー事件において重大な思想上の転換を体験しなかつたかどうか、彼の詩想における成長とも関連して、検討されねばならない。<sup>(1)</sup>

政治家ティモシ・シェリーを父にもったシェリーは、フォックス派改革者の雰囲気の中で育ち、自らもまた政治家としての経歴をとるだろうと期待されていた。彼の最初の長編詩「さまよえるユダヤ人」（一八一〇年）は改革者F・バーディットへ称賛の念をもって献呈されたと言われている。それは反乱の主人公の苦悩の象徴だった。またオックスフォード時代にゴドウィンの「政治的正義」を読んでロマンス的世界から解放されて、理性に目覚めたことを認めていた。勿論改革政治の空気の中で育ったのだから、観念的世界にいたという表現が正確であるかどうかは疑問だが。<sup>(2)</sup>

彼の政治思想をもっとも明確に表現したのは最初の政治論文「アイアランド人民への呼びかけ」、<sup>アドレス</sup>「博愛主義者組織の提案」、<sup>ファイランソロピスト</sup>「人権宣言」（いずれも一八一二年）であって、改革政治の重要な課題であるアイアランド問題の解決を自ら実践するために同地に渡ったときの政治的信条の表明だった。長い人種的憎悪、宗教上の対立、不在地主制と法外に高い地代による経済上の搾取のもとでの人民の困窮は、普通選挙制とイギリスへの合併によっても、なんら除かれはしなかつた。人民の数世代にわたる悲惨さと墮落の状態は、ゴドウィンさえ冷笑をもつてこれを眺め、シェリーの同地への渡航を引きとめたほどだった。<sup>(3)</sup> この呼びかけはカトリック教徒の解放と合併令の<sup>ユニオンアクト</sup>廃止を改革政治の第一歩と

して要求しているが、そのためには寛容、否むしろ絶対的宗教上の自由がアイア人民によってまず達成されねばならないし、その手段としては暴力と秘密結社にかわって、クエーカー教徒が言うとおり、幸福と自由の基礎である徳と正義に訴えるのでなければならぬ。たとえばフランス革命が最善の意図をもって始められたが、人民にとっては災厄に終わったわけは、暴力を用いると、その大義は虚偽の外観を呈したからである。無規律な暴民<sup>モッテ</sup>支配の危険をとまなうからである。アイア人民の各個人が自由に勇敢に自分の考えていることを語り、心の力および真理と正義への信頼によって圧制に抵抗せねばならない。まず冷静、規則正しさ、そして思想の慣習が確立されねばならない。またアイアランド併合について、その解放を主張して来たC・フォックスを信頼した摂政の登位にその紛争の解決を期待する向きもあるが、イングランド支配層にそのような希望をつなぐことは誤りであろう。解放の問題は国王個人の性格、思想によって左右されるものではない。議会と内閣を掌中におさめている支配階級がアイアランド人民を圧迫しているからである。しかしイングランド人民は、たとい多少の偏見があっても、その友であり味方であって、イギリス政府に敵対してその改革を求めているのだから、むしろアイアランド解放と共通の目的をもっているし、その時は近づきつつある。しかしカトリック教徒の解放と云うことで権利上特権上の平等がイギリス人民に対して実現されるというわけはないし、その子孫の将来にとって自由の木に成長し、幸福の実を結ぶ種を育てねばならない。貧富の対立が激化していく傾向が進行しているが、そのような社会においては自由と幸福は失われてゆくので、兄弟団のように平等に生活できる条件がつけられるのが望ましい。勿論それは今日明日のうちにもできるといふことではないから、温和、冷静、理性がそれを促進する有効な方法として求められねばならない。『統治は悪である。それを必要悪たらしめるものは人びとの無思想と悪である。すべての人びとが善かつ賢明であれば、統治は自ら朽ちてはてよう。……社会は欲望によってつくられ、政府は邪悪によってつくられる。正当かつ幸福な状態は人間の改良と理性によってつくられ

る。』アイアランド人民よ自らを改革せよ。シェリーはこのようにゴドウィンの個人改造と人間の完全性の思想を、改革運動とアイアランド解放に適用した。<sup>(4)</sup>

同年書かれた「博愛主義者組織の提案」<sup>フィランソロピスト</sup>の中でシェリーは、博愛主義とは△慈愛▽(charity)の純粹な宗教であつて、共通の神の祭壇のまえに跪まづき、すべての神学的迷蒙を退けるよう、また理性に従つて△宗教の自由の寺院▽の扉を開くよう、呼びかけている。カトリック教徒解放と合併令<sup>ユニオン</sup>の廃止の要求はこの精神の果実だが、当面の問題として大ブリテンとアイアランドの△合同議会▽(Legislative Union)を論ぜざるをえない。合併の下で富裕なカトリック教徒は権力から排除されているが、彼らを除く合同議会の形成はアイアランド農民を貧乏な状態におとし入れ、市に困窮を加え、村むらを飢えさせた。アイアランド貴族政治の持続を黙認しないことは無益で軽卒だと思ふが、彼らは住民から血を吸いあげて、それをイングランドで消費し、彼らを貧しい、卑屈な人間にしている。文明化したイングランドが彼らを貧乏にしたのであつて、富める国民の中の貧困はその人民をきわめて絶望的で兇悪なものとするだろう。合併令の廃止によつて両国民は互に平等な水準に立たねばならない。慈愛の感情はイングランドでは失われてしまつているが、かりそめの幸福に住民は酔いしれているからである。このように彼はアイアランドの植民地状態について注意を喚起し、そのために博愛の精神をもつた、あらゆる国々の真に自由な有徳な人びとの団結を訴えた。勿論その活動はアイアランド問題に限定されるのではなくて、世界中の公共の善一般の実現に向けられなければならないことは言うまでもないことだが。その組織はなんら秘密や暗黒のそれではなくて、白日のように明らかでなければならない。不誠実と隠密とは相補い合つているが、それはシェリーの拒否するところであつて、悪徳が利用できる武器は有徳の人の手には適していない。隠密は虚偽を含むからいけないし、したがつて博愛主義者には決して用いてはならない。『驚の目のように、有徳のそれは、目もあけられないほどまぶしい永遠の真理の白光を射ぬき、

その「真理」の純粹さのつきることのない泉から世界に生命を与え、それを照らすために、眉をひそめている。』このような組織はイギリス憲法と両立しないという反駁があるが、被治者の幸福に奉仕することを目的とする真の憲法の精神——つまり有徳と自由の原理——から言えば、イギリスは勿論いかなる国にも憲法は存在していない。ただ現実には立憲的政府の行動は、人民の側の自由と寡頭支配者側の無知と詐欺を利用して政府の行動を警戒せねばならない。前進的に妥協させられてきたのだから、博愛者の組織は憲法の侵犯でなくて政府の行動を警戒せねばならない。有徳とは無私であり、良心であつて、その前にはほかのすべてのものは無きにひとしい。博愛主義はその起源を、アメリカおよびフランス革命に先行した政治学と道徳から得ていることをシェリーは誇りをもって宣言している。ペインとラファイエットの名は追放されたイエス会士アベ・バリユエルの詩的貴族政治よりも生きながえるだろう。彼らの賛美者たちのお追従が大嫌いの頑固屋が黙りこむまえに頑迷政治の執行者が死ぬだろうから。ダランベール、ブーランジェ、コンドルセが、奴隸制と両立しえない啓蒙を發展させ、普及させた。しかしフランス革命がテロル政治におち入り、ついには軍事的専制の樹立に終わったのは、△博愛▽と△自由▽が皮相に理解されたからである。ヴォルテールは支配階級の手先となって人民の奴隸的狀態に目をつぶっていた。ルソーは情念を放恣にして人間の心情を無力かつ狭いものとした。コンドルセは原則を建てたが、その結論は非体系的で、方法の明かさとエネルギーとを欠いでいた。しかし真理はつねに前進と改善によって新しい生命を与えられねばならない。真理を促進し、それに反対する者を阻止することによって、△博愛▽の手段がまず始めに助長されねばならない。全く影響力をもたないがゴドウィンの著作こそ博愛者をして誠実に世界の漸進的平和的再生にむかって前進させる指針である。それに反してマルサスの理論は『世にもまれな詭弁』として非難されねばならない。シェリーのこの博愛主義は彼の最初の長詩「クイン・マップ」(一八一三年)にもっと生きいきと表現された<sup>(5)</sup>。

なんらの実際上の効果もあげないままアイアランドから帰ってきたシェリーは、それにも屈せず言論出版の自由の獲得のために献身的に活動しつづけた。そのころの政治的パンフレット「エレンバラ卿への手紙」(一八二二年)は、T・ペーンの「理性の時代」第三部を出版したかどにより晒し者の刑とニューゲートに十八箇月の禁錮の判決を同卿の法廷において申渡されたD・I・イートンの出版の自由の権利の弁護を行なったものだった。検事はイートンが理神論の信仰告白を行なったことを強調することによって陪審員たちに偏見を抱かせ、その結果信仰のゆえに有罪となったことを非難した。またこのころの「死刑について」の論稿を残しているが社会的復讐としての死刑は、生命の喪失に関して一般の人びとを無感覚とし残虐行為に走らせるから、刑罰として効果がない、として死刑に反対した。しかしこのころ彼は治安警察の監視のもとに置かれていた。<sup>(6)</sup>

戦後の改革運動の新しい発展の中でスパ・フィルズ事件の影響もあって改革派グループの指導権争いが激化した一八一七年始め、シェリーは「全王国の投票改革の一提案」を書いた。その意図は改革政治の主旨が民衆のあいだに徹底するよう啓蒙的宣伝を行なうことが改革運動の重要な前提とならねばならないのに、有権者の資格や議会の任期をめぐって内部で争っている改革諸グループの反省を求めて、まずA改革Vを希望するか否かを国民投票に近いような方式で人民に問うことを提案している。すなわちA改革Vの具体的内容はさらに検討するとして、A庶民院Vが人民の代表ではないという点では諸派の見解は一致している。そうすると残る理論上の問題は、人民は自ら立法すべきか、あるいは共同体の千分の一にも満たない人びとを代表するにすぎない会議の制定する法によって統治されるべきかであるが、後者にはシェリーは賛成できないと述べている。A議会主権Vとは人民の蔑視の立場から構想されているのであって、そのような主権を人民の手に返すことがA改革者Vの目的でなければならぬ。しかし人民の状態を見ると、彼らは自由意志によって隷従を選んでいるように見える。彼らにとって習俗は一つの偶像であるが、その熱

狂的崇拜者である彼らは、その習俗を否定するよりも寒さの中で凍ごえ、飢でやせおとろえる方を選ぶだろう。彼らは議会に代表されたくはないこと、現在の惨めな状態に彼らをおとし入れた人びとからその権力を奪いとるつもりはないことを宣言するかも知れない。だから人民はほんとうに「立法会議」における完全な代表を望んでいるかどうか、問わねばならない。この「一般意志」が宣明されてはじめて、議会はそれを具体化する計画を、請願するのではなくて、要求すべきであろう。まず「王冠と礎」<sup>クラウン・ファンカー</sup>に集まった「自由の友」たちは、人民が議会改革を望んでいるかどうかを明らかにするための方法を権威と知性によって討議せねばならない。そのための決議事項はつぎのようなものである。(一)庶民院が人民の完全な代表機関であることが彼らの大多数の意志であるかどうかについて証拠を集める目的をもって会合をもったこと。(二)住民を三百地区に等分し、各地区担当の調査委員を指名して、彼らに人民各人が次の事項に賛成して署名するか否か、またその意見はどうかを聞くために、これら委員を派遣すること。(三)「庶民院」はブリテン国民の「人民」の意志を代表していない。したがって下記署名者たちは、このことを宣言し、表明するが、それは偉大な国民の自由、幸福、尊厳が腐敗した選挙方法によって危機にさらされているという信念の表現にほかならない。もしそれが多数意見であることがわかれば、「代議士」を真実の国民代表たらしめうるような「改革」の方法を庶民院が発案し実行するよう要求すること。(四)この集会は国民の意志を確認する計画の決定に至るまで毎日召集されること。(五)この集会は誤って「改革の友」に帰せられた、秩序を乱す革命的計画を承認する意図を、断乎拒絶することなど。しかし「議会改革」の具体的施策についての意見を問われるならば、一年制議會は、自由国家の繁栄の正当な保護者としての市民に属している政治上の義務の達成が本質的にかかっているエネルギーの開發を彼らに可能ならしめるのだから、人民の自由と幸福を保持する施策として承認することができる。かような有益な革新に到達するもつとも確実な方法は、徐々に、かつ用心して処理することである。さもないと無政府と専制政治がそのあとに

続くだろうから。そしてこの主旨は全くコベットの主張したところであって、シェリーはそれに賛同することを宣告した。また普通選挙権に関しては、公衆の知識と感情とがそれになんらの用意のない現状では、秩序の破滅を含んでいると見なされねばならない。一定少額の直接税を負担する人のほかは有権者資格を認められてはならない。選挙権を成年男子各人へ即時に拡張した結果は、奴隷化された時代に残忍、無感覺、凶暴にされてしまった人民の手中に権力を置くことになるだろうし、デマゴグはそれを利用してことによって權威ある地位につくことだろう。カートライトの理論は正しい。抽象的には政治参加は各人の権利だから。またペインの「純粹共和国」の理論も誤りではないが、多くの段階を経過して成熟する公共心の現実を無視して、イギリス国王と貴族院を憲法から抹殺しようとする計画は理性と矛盾するし、有効な結果をもたらさないだろうと、このようにシェリーは批判した。<sup>(7)</sup>

しかし一八一七年は改革運動にとってきわめて困難な時代であって、政府の弾圧とスパイ工作が、スパフィルズ事件やペントリッチ事件に見られるとおり、強められた状況の中で、国民の信望を得て即位を期待されていた王女シャーロットは逝去し、悲しみに満ちたその国葬の日はまたノッチンガム暴動の首謀者たちの処刑の日でもあった。改革政治への期待は失われたかのように見えた。シェリーはこの十一月七日を痛んで「王女シャーロットの死に当たって人民に告ぐ」を書いたが、それは国葬の哀悼の言葉であるとともに、『国または世界に振りかかった公共の不幸』を嘆く言葉でもあった。アメリカ共和国以前ではイギリスはもっとも自由な栄光ある国民だったけれども、それらの自由が失われたのは公債政策の採用以来のことであって、対仏戦争中に債務額は政府経常費の二倍以上に達し、その結果として社会結合と文明生活の基礎を掘りくずす生計手段の不平等な配分をつくり出すことになった。二重の貴族の出現であって、一つでも以前は十分な重荷だったのに、その二倍多数の人間が勤労者と貧乏人の生産物で贅沢に徒食する自由を得たのである。恐れを知らずしみのない、(sans peur et sans tache)、誇りある、栄光に満ちたかつての

貴族とは異って、公債主の称号への権利を、あるいは資本投機により、あるいは政府へのお追従により、あるいは悪らつな貿易によって取得した、とるに足らないつまらない奴隷であり、地にはう草である。この体制の結果として労働者は『以前は八時間労働で得ていたものよりさして多くはないものを今日では十六時間労働で得ている。』マヌファクチュア地方では数年にわたってこの不平不満がひろがっていたが、このような労働者の状況に政府のスパイ工作は乗じてきたのである。議会は政府に非常の権限を与えて、若くて無邪気で愛らしい王女を死がとらえたように、イギリス的自由をしめ殺すことによって革命の危険に答えた。<sup>(8)</sup>

翌年の総選挙は改革派の敗北に終わったが、イタリーにいたシェリーはこれに腹を立ててワーズワスを背教者と罵ったことはすでに述べた。しかし一八一九年のピータールー事件は彼にさらにはげしい憤激を呼びおこさせた。『あなたの手紙がついた同じ日にマンチェスター事件の情報がとどきました。私の怒りの奔流が血管の中でたぎったことはこれまでなかったことです。その国が自分の破壊者の流血の残酷な圧迫をどう感じているか、それを聞きたくて待ち遠しい思いです。『何かしなければならぬが、どうしてよいかわからない。』』とシェリーは手紙に書いて<sup>(9)</sup>いる。改革政治の重大な危機に直面して従来の運動方式には徹底した修正が加えられねばならないという重大な転機が、ピータールー事件を通して痛感せられざるを得なかったのである。そこには『恐ろしい嵐の遠雷のとどろき』が近づいているのが予感された。すなわちイギリスでは事態が支配者階級によって『暴力的に処理される』危険性があるし、彼らが「時代精神」に学ぼうとする気配すら感ぜられないとき、反対に労働大衆のあいだに激怒と復讐の念が広がっているとき、一ばん大切なことは、民衆の短気と僭主の頑固さを均衡させる手段を求めねばならないし、抵抗権とがまん強さの義務を民衆に熱心に教えこまねばならないことを、シェリーは深刻に反省している。この事件のシヨックのもとに彼が書いた「無政府のマスク」の中では議会改革がただ政治上の権利の要求にとどまるのではなし

に、人民の経済的要求と緊密に結びつかねばならないことが宣明された。<sup>(10)</sup>

自由、あなたは踏みつけられた大衆の、

着物、くどの火、食物。そう！

自由の国々には、こんな飢えはない。

いまイギリスで見るような。(第一五節)

これと同時にシェリーは「議会改革の哲学観」のなかで、このような新しい構想によって彼の政治綱領をまとめ上げたのである。この点については次節で考察することとして、彼の政治思想はその全体的構成の上で新しい発想によって飛躍的に発展させられていること、つまりゴドウィンの理念政治学から詩的政治学とも言うべきものに成長していることに注意せねばならない。このような転換期に彼の「詩の弁護」は書かれたのであるが、それは彼の詩論の発展全体の中でどのような位置を占めるのだろうか。シェリーはワーズワスの作詩ことに「逍遙」から強い影響を受けて、「アラスター」(一八一六年)はワーズワスの詩想そのものだと言われているほどであるが、この詩人の作品「ピーター・ベル」を諷刺したシェリーの「ピーター・ベル三世」(一八一九年)ははっきりと、ワーズワスが対象を凝視して吸いこまれそうになりながら、つねに距離を保っているように、いわば「一ポイント・ジョッキ分」の想像力しかもたない、他者の立場に移転できない自然詩人でしかない—透明な洞察力はもっているが—ことを批判している。しかしこの評は、ワーズワスを「変節者」と非難したときのように、「叙情詩人シモニデス」という感情が彼の念頭になかったとは言えない。<sup>(11)</sup>しかし「詩の弁護」を急いで書きはじめる直接の動機となったピーコックの「詩の四時代」の湖畔詩人のロマン主義批判の反批判は、この短い期間に詩論について大きい方向転換があったのではないだろうかと考えさせられる。ピーコックはワーズワスをはじめとするロマン派詩人を言語同断な凡庸な一団の詩人とし

て痛罵し、社会や歴史から自然へ逃走し、理性を放棄して幻想へ埋没したと、非難した。<sup>(12)</sup> この事件がL・ハントのサークルにどのような波紋を描いたか明らかでないが。

「詩の弁護」の中でシェリーは彼の完成された詩論をつぎのように説明している。理性すなわち分析の原理に対して想像力 (imagination) すなわち統合 (synthese) の原理があるが、詩は後者にかかわっている。詩人は永遠者、無限者、唯一者にイオルス琴のように参与するところに本質をもっている。このような感想はコールリッジの見解と一致するものが感ぜられるであろう。しかも想像力は文学の世界に止まるものではなく、社会の諸原理、諸形態の探求に当たっても不可欠なものとして作用する。詩人は法の制定者、市民社会の建設者であるが、詩が人間の徳性を高め、愛の行為として、彼を他者の立場に立たせ、それらの人びとと歎びも悲しみも共にさせるからである。しかし今日の科学や経済学の思想体系の中では、詩精神は事実と打算の方法の累積の中に隠されてしまい、人間は、外界を支配しはしたけれども、詩的能力の欠乏のために……奴隷のままである。必要なことは既得の知識を想像に生かす創造的能力であり、想像の内容を行動に移す豊かな衝動であり、生命の詩である。マンモンである利己主義に対する世界の神である詩である。シェリーはこの詩論を『詩人は認められていないこの世界の立法者である。』<sup>(13)</sup> という言葉で結んでゐる。

- (1) Blunden, E. : Leigh Hunt, a Biography. pp. 55~8. Mac Donald, D. J. : Radicalism of Shelley and its Sources, pp. 18~9. McNiece, G. : Shelley and the Revolutionary Idea. pp. 77~8. Guinn, J. P. : Shelley's Polit. Thought. pp. 23~5.
- (2) MacDonald, ibid., p. 22. McNiece, ibid., p. 10, 45~6. Guinn, ibid., pp. 25~6.
- (3) McNiece, ibid., p. 79. Guinn, ibid., p. 29.
- (4) Shelley, An Address to the Irish People. (1812) (P. B. Shelley's Polit. Writings, ed. by R. A. Duerksen. pp.

- 1~33.) [以下 Duerk. を略して D<sup>ue</sup>] McNiece, *ibid.*, pp. 47~9. Guinn, *ibid.*, 28~36. MacDonald, *ibid.*, p. 70 (ギンはシェリーの見地はアイアランド解放運動者オーコンネルの見解を先取りするのでもあったと述べているが、マクニースはイングランドとの合併令の廃止はアイアランド・プロテスタントの支配を許すことになることをとても恐れていたのだ、その廃止に反対したことをあげて、シェリーの見解との違いを強調している。)
- (15) Shelley Proposals for an Association of Philanthropists (1812) (Duerk., pp. 36~52.) McNiece, *ibid.*, pp. 100~04. Guinn, *ibid.*, pp. 36~40. (シェリーの組織論に強い影響を与えたのは、Abbé Barruel's *Memoires pour servir à l'histoire du Jacobinisme*. だが「たと言われているが、マンソンの秘密結社ではなくて、それは公開された自由な結社になければならぬ。」)
- (16) Shelley, A Letter to Lord Ellenborough. (1812). (Duerk., pp. 59~71) The Same, On the Punishment of Death. (1813~14?) (Duerk., pp. 72~7) Guinn, *ibid.*, 40 : 1 : 43~4.
- (17) Shelley, A Proposal for Putting Reform to the Vote throughout the Kingdom. (1817). (Duerk., pp. 97~103.) McNiece, *ibid.* pp. 81~4. Guinn, *ibid.*, pp. 48~50. (一八一六年のペン・クラブのミーティングの会場でカートライントは代表なくして課税なしの原則を主張して、一定直接税額による選挙権資格を承認していた。シェリーがカートライントが正しく言っているのは、その意味である。Osborne, J. Cartwright, pp. 113~4.)
- (18) Shelley, An Address to the People on the Death of the Princess Charlotte. (Duerk., pp. 78~88.) McNiece, *ibid.*, pp. 56~7. Guinn, *ibid.*, pp. 50~1.
- (19) Shelley's Letter to Charles and James Ollier, Sept. 6, 1819. (C. W., vol. X. p. 80) その節の引用は自作 The Cenci, III, 1, 86~7. 465°)
- (20) Shelley's Letter to T. L. Peacock, Sept. 9, 1819. (C. W., vol. X. p. 82.) The Same to L. Hunt, Nov., 1819. (C. W. vol p. 130.) McNiece, *ibid.*, pp. 60~5. MacDonald, *ibid.*, 81~2. Shelley's *Mask of Anarchy*. (Poet. Works, T. Hutchinson, pp. 338ff.)
- (21) Shelley's Peter Bell the Third. (Poet. W. pp. 346~63.) Hughes, A. M. D. : *The Nascent Mind of Shelley*. pp. 228~9. 鈴木弘「燃える泉ーシェリーと英詩の伝統」一三三ー四〇ページ。

(12) シェリー「詩のために」付録「詩の四つの時代」（織田正信・鍋島能弘訳）二〇〇—四ページ。

(13) Shelley, *Defence of Poetry*. Duerk., pp. 164~5, 167, 171, 173, 188~91, 196~97. シェリー「詩の弁護」（森清訳）参照。なおR・J・ホワイトはシェリーの想像力をコールリッジの理性論と同じだと述べている。（*Polit. Tracts...* Shelley, *Introduc.*, XXXVI ; VII）

#### 四

シェリーの「議会改革の哲学観」は改革運動の新しい局面を迎えて、それに応える発展的改革運動の構想を述べたものであって、これまで展開されてきた彼の政治思想を十分にふまえた上で、それらの再吟味を経た新しい議会政治論を統合的に提示していると言えよう。しかしこの論稿は言論集会の自由に重大な制限を加えた△六法令▽のもとで公表される機会を与えられないままに、一九二〇年シェリーの遺稿として刊行されるまで、一般の人びとには知られなかったのだから、政治運動にどれだけの実際的影響を及ぼしたかは明らかではないけれども、その構想が彼のその他の詩作活動—「無政府の仮面」や「プロミシュウス解縛」など—を通じて間接に人びとを鼓舞し、その後の労働階級の政治活動、チャーティズムに導きの星となったであろうことは否定できないだろう。<sup>(1)</sup>

この論稿は大きく分類して、(1)近代ヨーロッパ精神史の発展過程をフランス革命までのヨーロッパ史について検討し、その帰結として、政治変革の必要がナポレオン戦争後のヨーロッパのみならずアジアにおいても新しく感覚されていること、(2)このような動向に対応したイギリス改革政治の視点からの議会政治の歴史的考察、(3)イギリスの真実の議会改革はいかなるものであるべきかを、現在の政治的経済的諸要因の分析から明らかにすること、(4)△改革▽実現のための具体的蓋然的諸手段を検討すること—これらの四項目について、総合と分析の両方法を、統一的にかつも

つとも豊かに駆使することによって、現実の特殊な具体的諸条件の中でイギリス政治の進むべき道を、予言者のように指示している。

(一) シェリーのこの論稿の序説ともいふべきヨーロッパ精神史の叙述は、彼の哲学または宗教思想と彼の進歩史的歴史観を端的に示している。ヨーロッパ精神の端緒となったイエスの宗教は、もともと博愛主義者としてのシェリーにとって、彼岸的救世主の宗教、キリスト教であるよりは、俗世的人間的な改革者ヴィエスの宗教だったのであるが、中世においてそれは世俗的權威と結びついて圧制の手段に転倒されてしまった。ルネッサンスと宗教改革とはこのような僭主からの解放を求める自由の勝利であつて、部分的で不完全ではあつたが、人間精神を鼓舞する世界史的事件だつた。イギリスについて言えばシェクスピアとベーコンその他偉大な作家の誕生であり、その新しい精神は一時は共和國を実現したし、王政復古を経て妥協的だつたとはいへ、名誉革命において人民主権を格律とする憲法を制定したが、それは文明と社会の進歩史における新時代の開始を告げていた。政府を變更する人民の意志は、イギリス憲法の是認した権利であることが確認され、宗教上の自由が承認された。この新時代の精神の特徴が科学革命と啓蒙であつて、いわゆる哲学者たちは既に発見された真理の普及と実用化に努め、力学は当時の知識を支配するようになった。それは人類の福祉を増加させはしたけれども、能率のよいエンジンにもくらべられる近代社会機構は、合理的機能の結果として自らをたえず消耗し、齒車を粉ごなに破壊している。政治哲学者たちは、実体としての功利と形式としての自由と平等の原理を確立したが、政治社会を規制する多様な諸制度はその規準によって査問にかけられて、粗野でかつ圧制の道具として非難された。<sup>(2)</sup>

アメリカ合衆国は啓蒙政治原理の最初の実践的結果だつた。その代表制は虚偽のそれではなしに眞実の代表であつて、そこでは多数者の意志は立法議會における少数者によって表現されるとともに、直接人民から執行権を委任され

た大統領によって代表されている。また人間改善の進歩の可能性を前提として、憲法修正の留保を蓋然性の制限のもとに機構の中に組みこんで、未来の変化へ合理的に適應する道を政治体制の中に包摂している。<sup>3</sup> フランス革命はアメリカの反乱Vに対応した第二の革命だった。しかしアメリカの場合とちがって専制政治のもとに圧迫されて奴隷的状态におとし入れられ、侮辱されてきたフランス人民は無知、卑屈かつ残忍な血の復讐に燃えていた。このような人民の道徳上の品性の退廃については、専制政治の精神と形式に毒されたフランス文学や革命的啓蒙思想もまたその原因となっているのであって、彼らの文学は、モンテーニュやルソーをも含めて、他の諸国民の文学に劣っており、皮相で、空虚で、想像力に乏しく、事物の外的形式に固執する情念と判断力に限られている。国民性として有機的性質を欠いているというわけではないが、旧体制が革命当時の人民の性質をこのように規定してしまったのであって、ハアラーキー、貴族制、君主政は完全にくつがえされたが、それとともに変更されなかった形式の精神が、結局は革命そのものを失敗させ、僭主支配を誘いだし、王政復古に導いたのである。しかし復古ブルボン憲章のもとである程度人民意志を代表している（立法議会Vはいわばフランスの再生であって、王政復古のうちに（名誉革命V）を実現したイギリス人の政治知識の状態に対応するものだろう。<sup>4</sup>）これに対しロシアとともにヨーロッパ諸国民のうちで文明がもっともおおけているドイツ人は、深い詩情、熱狂心、純粹な宗教心、自由な批判精神、真理への直観を、彼らの難解深奥な哲学と芸術観の中に秘めているが、そこでもこの偉大な人民は共和政治の実現に向かって急速に成長している。<sup>5</sup> スペインの僭主フェルディナンドは、フランス軍に勇敢に抵抗した人民をボナパルトに売渡し、また四国同盟の僭主たちにも通じて自己の地位を保持し、その結果再び奴隷制―財産と人身が不安定であり、良心と悟性が衰弱した体制―を復活して、人民をはなはだしい飢えへ追いやり、愛国者を迫害と追放で苦しめている。しかしカルデロンとセルヴァンテスの栄光あるスペインは窒息することなしに革新されるだろう。<sup>6</sup>

スペイン植民地の南アメリカやアジア諸国民においても、ヨーロッパ諸国民の革命運動の波がなんらの影響をも与えないでおられるものではない。西欧の僭主たちの山寨を粉碎する大地震は、アジアの大君主国をも揺り動かすだろう。カスト制の絆でしばられたインドでも、解放の機運は熟しているように見える。ヨーロッパではすり切れてしまったキリスト教の宣教すら、こちらでは進歩の重要な要素に役立つだろうし、そうではないにしてもそれが媒介する。ヨーロッパ的V感情の浸透を通して、近代西欧思想を受容するようになるだろう。ペルシャ人もユダヤ人もやがては解放の道を歩きはじめよう。トルコ帝国もまた破滅の最後に近づきつつあって、その支配下だったギリシャやエジプトなど諸国民の独立の機運が動きつつある。西インド諸島においても自由ニグロの国民が形成されている。近代ヨーロッパの精神はこのように世界史的現実となりつつある。シェリーはこのようにメッターニヒ体制のもとでの諸国民の自由の胎動を述べている。

(2) このようなV運命の危機Vが諸国民をめぐっている状況の中でイギリスもまた同じような危局に臨んでいる。その国民文学の中には新しい誕生がおこりつつあるのであって、知的成果の点では記憶すべき時代であり、かつての自由のための最後の戦いこのかたの多くのすぐれた思想家たちを遙かに超越している哲学者や詩人たちのあいだで現代のイギリス人は生きていることが、人びとに感ぜられはじめている。有用な変革を実現するために国民の情操をひろく働かせる、少しも誤まることのない案内者、伴侶は詩であるから。詩は人間と自然について強烈な感激した印象を伝達する。強烈な感激した力のことであって、その力の宿る人つまり詩人たちは、この力がその召使である善の精神の方へは向かいたがらないことがしばしばで、詩人たちは博愛主義には賛成できないけれども、結局は魂の王座にすわっている善に仕えることになる。彼らが支持する体制がどんなものであれ、詩人の詩作活動は自由Vに奉仕していることになる。イギリスのもっとも著名な詩人—シェリー—はここではワーズワスのことを言っているように理

解される——の作品を読むと、彼が思想しまたは表現しているものがどんな体制システムであろうとも、その言葉の中にある電気のような強烈な生命にはびっくり仰天させられる。詩人は自分自身がもつとも心から驚いたであろう包容力の大きい、すべてを浸透する精神でもって、人間性の円周を計かり、またその深さを測かる。自らの精神ではなく時代の精神がそうさせているのである。詩人は理解しがたい靈感の祭司であり、未来が現在に投じている巨大な影の鏡である。自らは理解しないところのものを表現する言葉である。戦いの首途のためにながら、自分が何の曲を吹いているのかわからないトロンペットである。そしてシェリーはここで「詩の弁護」の最後のところで述べた文句——詩人と哲学者は世界の承認されていない立法者である——を繰り返している。（ただしそこでは「哲学者」は省略されているが。）ゴドウィンの理性的博愛主義から、ワーズワスやコールリッジのロマン主義へ転換する自己批判がここでは表明されていると考えられるし、ワーズワスへの「背教者」呼ばわりに対する弁護の気持がそこには感ぜられる。しかし勿論そのことは改革政治の実用性を無視することではないが。

かような緊張した詩的直観からイギリス国民の政治的現状に注意を向けるとき二つの条件が考察されるが、その一つは政府諸制度の変革の時期が迫っているという感情が払らがっているという事実認識の問題であって、この点については何人も是認しているところである。第二の条件はそのような変革が必要であり、望ましいという意見に関する事項であるが、この点については一部の人びとを除いて、すべての人びとははなはだしい悪弊があることを認めながら、民衆の暴力は悪弊の存続よりもっと有害であろうという理由から、なんらかの変革に反対している。あるいは改革の指導権を自ら握ることによって暴民支配を避けることができると考えている人びとも、同じような民衆観に立っているが、このような民衆暴力による損害を強調する人びとの意見は、貧民の正しい現状認識と自らの遠い将来における利益の正しい判断の可能性を閉ざすほど劣悪な条件のもとに彼らをおいている僭主的欺瞞的統治形態から自ら

の利益を引きだしている人びとの功利的見解から出発するものであって、自ら原理としている人間性尊重の見地―それは今日はまだ修正されているが―からははなはだしく不当な民衆蔑視におち入るものであろう。コベットやカーライトの改革思想を非難する人びとは、いよいよ危険な様相を深かめている専制政治へ屈服するか、それとも革命的手段に訴えるか、二者択一のジレンマを迫っているが、もしも誠実に最大多数者の幸福を主張するのならば、彼らはこのような挑発的提案には出ないだろう。むしろこのような決断を迫る人びとの見解は既存の体制から利益を得ていることを隠蔽する利己心から出ていると言えよう。シェリーのこのような批判は、そのことを明示する言葉はならないけれども反動体制のもとで人民的改革運動に一線を画そうとしているペンタム派の偽善的自由主義への抗議と解釈してよからう。<sup>(9)</sup>

人民の見地からすればウィリアム三世治下の議会は自由と専制の妥協の産物であって、人民代表であることをやめてしまった、かつての内乱時代の長期議會はイングランド人民の全階級の意志器官だったけれども。その会合と解散以後、財産と人身の自由の条件のもとで社会制度と産業機構の著しい変動がおこり―その後の産業革命の影響ほどではないが―、第四階級が国民の中に出現した結果、代表をもたない大衆が存在することとなった。つまり庶民院は、仮定の上では人民代表Vであったらうけれども、真実の人民代表ではないものになった。そうではないにしても人民院V―憲法上の公称としてはほとんど真実ではないのだが―の人口倍増の結果として一六四一年から一六八八年の期間に選挙資格をもったイギリス人の無資格者に対する割合は当初は一〇八からその終りの一〇二〇に変化してしまっていた事情からも、議会は人民の意志器官ではなくなっていた。このような状況のもとで影響力政治に立つ貴族も人民の利益を代表する顧問たちも従来の対抗関係の意味を失い、国王権力の代弁者の新しい僭主支配に対抗して結合しはじめたが、これらの自由勢力と専制勢力の妥協の結果が名誉革命だった。貴族政によって緩和された

王政の出現であったが、議会は一その権限を失った。国王に信託された執行権力を管理するという見せかけのもとに、真実は富者の利益を代表した党派の寡頭支配が出現したのである。一六八八年から今日に至るあいだに国王権力は累増的に拡大したと政論家が言う場合、彼らの用いる表現は正しくない。拡大した権力は国事の管理を委託された人びとのそれであって、議会内政権党に責任を負う人びとから構成されている。実権は彼らの背後にいる特権階層が握っているのであって、国王の称号と官職はこのような権力のマスクあるいは人さらいの忍び馬である。寡頭支配の手段は実力のそれではなくて詐欺によってつくられた世論とそれがもっている力とである。<sup>10</sup>

富者は詐欺によって統治する企画を発明したが、それが通貨、紙幣、証券、公債などの公共信用制度の発展である。会社や銀行の証券、約束手形の循環を本質とする多額の取引は、食糧の価格を騰貴させ、共同体を犠牲にして、投機業者を利得させる効果をもっている。つまり国民的産業を増大すること、すなわち貧乏人の労働を増加し、彼らに供給する富者の贅沢品をふやすことである。かつてはマヌファクチュア労働者は八時間しか働いていなかったのに、彼らを十六時間働かせることである。そうでなければ両親の茅屋の戸口で遊んでいたらう年ごろの子どもたちを生命のない、血の気のない機械に変えることである。他人の労働の利益を享受する人びとの割合いを、自ら労働する人びとに比較してできるだけ増すこと、つまり締めあげることである。こうして「新貴族制」が成立したが、その基礎が公債であって、今日では銀行家、商人はかつての貴族の領地の所有者となっている。<sup>11</sup>

要するに二つの貴族制の出現であって、その一方は本来の意味での大土地領有と結びついた貴族または外国貿易に従事するギルド商人であって、大共同体がこの身分上の区別を慣習上黙認した場合に成立した。他方は上述したとおり貨幣的利益によって新たに形成され、聖別された身分であって、弁護士、収税官、理事者、恩給受取者、高利貸、株式仲買人、銀行家から成り立っている。旧貴族の特性は、態度や意見の応ようさや洗練ぶりであり、哲学でも有徳でも

ないが、承認ずみのそれらの代用物であって、少くともそれらの尊敬すべき名まえを尊重させる宗教あるいは騎士道である。後者は石を投げる一団の卑劣漢たちであって、彼らの職業の中には曲がりなりにも魂のものと荘重な能力を行使するものは何一つない。その習慣と生活の中には民衆の非難を緩和する道徳的要素は何一つない。彼らの俗物根性であって、自分たちが生きていく時代の文学を、あるいは本の中で彼ら自身の平凡さの反対の型を要求することによって、あるいは彼らの鈍い想像力を動かす力をそれだけがもっている、愚かな、歪んだ、調和のない観念論を要求することによって、毒している。かつての貴族制のもとでは農民や手工業者は多くの必需品を保障されていたし、その労働もかなり楽であって、健康者のみが労働を余儀なくされたが、老人、病人、未成年者のそれは免除され、健康者の労働によって扶養されていた。救貧税はもともとそういう性質のものだった。諸制度とそれがつくり出した厳格な正義の体系のもとで彼らは自分の労働によって生活必需品を稼ぐことができたし、道徳的知的卓越を失いはしなかった。しかし二重の貴族制のもとでは、貧乏人はしばしば一日十時間ではなく二〇時間働いた。つまり二〇時間労働の価値は当時の十時間労働に等しいということである。あるいは現実に十四時間労働に対して彼らは七時間労働の価値を受けとっている。彼らはもっと少いパンを食べ、もっと悪い着物を着て、一そう無知で、非道徳的で、惨めで、絶望的である。このことが当時の最下層の、かつ最大多数の階級の条件だった。彼らは一そう迷信にとらわれていたが、地上の困窮が墓の彼方の困窮の病める期待と恐怖に襲われた信仰を生み出したからである。彼らが「天国」について語る希望の微光はミルトンの地獄における焰のように、ただ闇を見えるようにしているにすぎないらしい、あらゆる物は自らの色彩を彼らを取り囲むものから得ている。彼らは復讐にもえるようになる。<sup>(12)</sup>

こうして失政に対する暴動がおこるが、幸福を要求する公共の権利は自然の原則であり、従って労働階級は彼らの労働に対して食物を得ることができない場合実力でそれを手に入れることを余儀なくされる。法、議会、裁判所と均

衡させられ、対立させられている委任された権力は、手段であり、形式であるが、公共の福祉は政治制度の実体であり、目的である。後者が内部の調整と分割で実現されておれば、暴動の事態に至らないままに抑制されるが、それが達成されていないがゆえに、改革が軍事的専制かとい二者択一の決定を求める両政党の革命への危険性をはらんだ対立に至ったのである。一方は不消化な民主政治制度を求めて努力し、他方は着古した権力濫用に執着している。このような専制を廃止して、完全な民主政治の実現を念願する少数派（シェリーはそれを支持している）は、機会を逸した今日、なんらかの改革の結果から生ずるであろう修正された利益によって険悪な現況に関する社会的改善がもたらされるであろうことを節制と寛容をもって待つ道がのこされているだけである。<sup>13</sup>

(3) イギリスのA改革Vは正しくかつ必要であることを一般民衆に教示し、理性をもち、辛抱強く耐え忍べば、平和な、しかし目に見えない進歩があることを印象づけよう。このような主張を妨げるもつとも忌むべき教理は、宦官と僭主の説教師であるマルサスのそれである。彼は貧乏人の災患は人口過剰から生じていると説き、労働階級が結婚を控えるよう要求しているが、人口原則と食物生産の追加労働単位当たり生産量の反比例的低減の法則との矛盾から起こってくる人口過剰と食糧不足の被害を労働階級が引きうけるよう説くこの説に、人間平等の擁護者たちがどうしてこんなにやすやすと賛成できたのであろうか。むしろ生活上の災害が自然必然的にもつと重く確かであるとマルサスがいうのならば、それらの重荷を自ら積極的に取りのける努力をしないで、共同体の中の一階級に荷なわせることは、なおさらのこと不正なことであらう。<sup>14</sup>

むしろ議会改革に先立って、新貴族によって欺きとられた経済上の利益を、諸国民の経験が合法だと認めた方法で修正することができるような政府をまずつくらねばならない。シェリーはこの政府の政策要綱をつぎのように列挙している。(i) 国債の廃止、(ii) 常備軍の解散、(iii) 既得権の尊重を条件とした閑職の廃止、(iv) 現在それから利益を受けてい

る人びとの立場は尊重しながら十分の一税を廃止すること、宗教上政治上の意見を法のまゝに平等とすること、(b)裁判を費用の掛からない確實迅速なものとする<sup>(15)</sup>こと。

まず国債廃止の方法としてシェリーは元金返済の方法を提案している。イギリスの国債は二つの自由殺し戦争—アメリカ独立を抹殺する戦争とフランス革命紛砕のためのそれ—に当たって契約されたものである。それは事実上は全国民がその一部の人びとに対して契約した債務ではなくて、特権階級全員がそれらの階級の特殊な部分に向かって契約した債務である。その元金償還のためには有産者の全財産が、つまり土地のみならず家屋、家財、財貨と商品、さらに公債主の貸付額を表示する証書までがすべて抵当に入っているのだから、彼ら抵当権者に受け戻し権を失なわせることによって、債務たる元金を相殺することができるだろう。国債は労働階級から永久利子を吸いあげるために、債権者が債務者たる政府に保障させた、実質上の権利移転をとみなさない形式上の財産移転だからである。債権者が債務者に元金返済を請求しない理由もまたこの信用機構からおこっている。改革政治の最初の行動は、これら債権者相互に債務を相殺させることである。このような手続の処理について普通裁判所は各人のいくつかの要求に当然支払わらるべき分け前を支給する法的権限を与えられねばならぬ<sup>(16)</sup>。

改革政府は私有財産制を尊重することは言うまでもないが、公共の緊急事態に当たっては、財産の処理について二種類の財産区分があることに留意して、経済上の自由と規整をそれぞれの財の種類に応じて適当に使わねばならない。もともと労働と熟練およびその直接の賃金はもつとも神聖かつ争うべからざる権利の財産であり、その他のすべての財産の根柢である。また人間自身の肉体的精神的能力を行使する場合の彼の財産への、あるいはその行使による、かつそのための生産物と自由な報酬への、人間の権利は不可譲の権利である。これに対して暴力またはずるい詐偽によって得られた財産—あるいは修正された意味での財産とも言えるが—がある。すべての真の政治制度は前者の

財産については特殊な事情に応じて細心の注意によってその保護に当たらねばならない。これらの財産の取得者はその日暮しの階層からそう遠くない階層であつて、その財産の保障は決して著しい財産不平等の原因にはならないだらう。後者の財産は篡奪、詐偽または暴力に根拠をもつており、それなしには、事物の本性から言つて、金または土地の広大な占有はおこらなかつたであらう。イギリス支配階級が享有している巨額な財産は、国王の賜与地だつたか、祭司たちの土地だつたか、特許と独占の産物だつたか、あるいは最近のように労働と労働の果実に対する不当な力を手に入れるために紙幣通貨の利用によるか、いずれかであらう。そしてそれら財産が、限定された仕方ではあるが、承認と力を得るようになり、雪ダルマ式に巨額となり、僭主支配の大臣たちはそこに群らがつている。今日のような困難な事態においては資本、課税、こそもっとも適当な政策だらうというのに。国債を弁護する人は、共通の危険に対する防衛目的で子孫の権利と自由を守るために契約されたのだから、子孫がその支払いの重荷を荷なうことは当然だと主張しているが、それは誤っている。現在毎年四千五百万ポンドの公債利子負担をしている人民は、新たな戦争に直面して毎年九千万ポンドの利子支払いの負担をせねばならないのだらうか。労働者はかつて七時間労働で受けとつたものを今日一四時間労働で受けとつているが、さらに二八時間働かねばならないのだらうか。<sup>(17)</sup>

普通選挙権の擁護者は、政府への直接の参与を被治者個人が否定されることは最高の不法であることを正しく推論した。しかしそうだとすれば同じ推論から、社会生活の諸要素の正しい結合の結果である社会秩序体制を彼らは望んではならないのだらうか。普通選挙権を引きとめておくことは不正だからという理由でそれへの直接の訴えを提出している思想家たちが、なぜ同じ理由から例えば君主制と貴族制の即時廃止、過剰な富の平均化、未開墾地区の農地分配を主張しないのか理解できない。現状のもとで普通選挙権が実現すれば、人民はその権力を掌握することによつて、デマゴグたちが彼らの目からおおい隠しているそれらの諸形式の即時かつ当面の廃止を要求する傾向を示すこ

とは明らかであろうから。△共和国Vの原理は正しいし、その目的は栄光があるが、それにともないがちの暴力と急激な変革によって、その成長の場合と同じくその衰退もまた急激であろうという大きな危険を招くからである。このような様式の改革にともないがちな情念によって発生の危機に曝らされるであろう内乱は、国民大衆の中にすでに僭主によって導入されていた自由とは両立しない、あれらの軍事的慣習を堅固なものとするだろう。人間は軍人となる瞬間から奴隷となる。人間の神聖な大権である意志はもはや彼自身の判断によっては導かれないから。彼は人間生活と人間的苦しみを軽蔑することを教えられるから。人民は、真理全体を教えられること、権利の明白な根拠や向うべき目的を知ることが、彼らにとってもっと良いことである。忍耐、理性、忍苦は、静かだが抵抗できない、進歩の手段であることを彼らに正しく説いて印象づけよう。シェリーはこのように平和的改革の道を強調している。<sup>(18)</sup>

(4) △議会議改革Vの具体的蓋然的手段に関してシェリーは、改革の動機と大原則から始める。改革の指導権を人民に渡してはならないという心配からではなしに、△庶民院Vは自主的に内から改革せねばならないとは、どういうことなのだろうか。もしも議会在が人民の意志を代表し、その利益を監督しているのであるのなら。そうではないがゆえに、改革は論議されている。そうだとすれば改革の大原則に立ち帰って、政府は各個人が相互の利益のために樹立された制度と社会体制の存続とに同意することに本質があることを、あらためて承認することから始めねばならない。しかし個人の多数者が他の個人に資格を与えて彼らの利益を管理するよう彼に代理させることに同意すること、△大国民の場合には実さい不可能である。従って間接代表制たらざるを得ないわけであって、代表たちは主権機能を行使する憲法上の権威をもち、立法上および執行上の機能を最高度に統合するのである。それ以外の政府は詐欺と実力の政府であって承認せられない。つまり改革の第一原理は、財産ではなくて人間の自然的平等、人間存在の権利に關係している。イエスの教えたもうた所有の平等は政治上の真理というよりは道徳上のそれであって、社会

的諸制度が維持しえないところである。政治と道徳とは、プラトン、ルソー、ゴドウィンが説くように、完全な体制に関連している同じ学問の一部分であって、所有の平等は文明の究極の結果であり、それへ至る過程においては道徳上の義務であり、社会体制の諸条件の一つである。しかし改革の現在の仕事は、現実生活の困難な、不屈な真実にかかっている、これらの原則を直接の實踐に適應させることに専念させねばならない。<sup>(19)</sup>

△イギリス憲法▽が戦後の改革政治の中で称賛されているが、貴族院と国王が新旧貴族の特権階級の代表であり、庶民院が住民大多数から選出されていないとすれば、その憲法の民主的要素という他国民への優越した点はどこにあるのだろう。庶民院と呼ばれる△代表者会議▽ (Representative Assembly) は大多数人民によって直接に指名されねばならない。しかし（民衆における政治教育と政治意識の向上、品性の教化なしに）突然の普通選挙権の実施の試みは、△共和国▽への時期尚早の試みを生み出す危険性をはらんでいると考えるのは決して偏見とは言えないのだから、むしろ試みなかった方がましであろう。ベントムはさらに婦人選挙権の承認を主張するまでに至っているが、それは現実の民衆の知的能力を顧慮しない抽象的議論であって、時期尚早と言わねばならない。また無記名秘密投票はベントムがことに強調したところだが、それは選挙人を国政および地方政治の関心から引きはなし、投票の動機を隠蔽するものであって、公共心の上から不名誉である。選挙人と被選挙人、選挙人相互の熱狂的集会の共通の同感、強烈な想像力、民衆的感情、それらの目ざめが政治に生命力を与えるのであって、秘密投票はあまりにも機械的である。有権者人口数の平等な選挙区への区分は平等代表制の点から当然そうあるべきだが、従来の教区制単位を機械的に破壊するものであってはならない。<sup>(20)</sup>

世論はイギリスにおいて偏見と誹謗の道具に転化しているが、もともと相互非難と裁判の真に共和的方法であって、単純かつ有益な統治形式であろう。ギリシャ的共和国とアジア的君主政の相異の本質は、主権行使のこの公開性

に存している。しかしだからと言って、政府自身がデマゴグ的に改革の任務を人民自身の手におさめるよう強制し、あるいは人民を無視して代表会議を召集するならば、現在の人民の状態から言って、君主制と貴族制の廃止、共和政治の実現に向かうだろうことは明白な結果であろう。もしもさきに述べたような経済改革提案―たとえば国債支払案―を実現する方法がとられていたら、議院改革Vの要求もなかっただろう。さらに二年前は漸進的改革を開始する可能性はあったが、人民の百万人請願運動が失敗した今日、立憲的権力が譲歩するだろうという期待を裏切られて、人民はこの運動に不信の目を向けている。そうすると普通選挙権を主張する急進的改革運動に着手した場合、それが共和主義的革命に転化する危険性をふくんでいることは間違いないであろう。<sup>(21)</sup>

改革運動のこのような現実を考えた場合、―それは哲学的心のとるべき態度だが―現行憲法の規定に従い、両院の発議により、一定の少額財産所有者選挙権資格とし、三年制議會を要求する穩健改革は、すべての改革主義者たちの主張が一致しうる点であろう。妥協ということではなしに、全体の完成へ向かつての一步である制限つきの利益を拒絶することは怠惰であり、むしろ極点に近づくその歩一步に高まいた熱狂をもつべきであろう。信仰が価値があるのは宗教よりはむしろ政治においてであろう。眞の愛国者は人民に政治的眞理を宣伝し、彼らを統一するにつとめ、熱狂と確信でもって励ましている。彼は一つの旗のまわりに分かれた自由の友だちを再び集め、彼らの一致している点を訴えることによって意見を異にしている従属的目的を忘れさせるのにつとめている。すべての秘密組織を退けて、彼らの同盟を促進し、公開の集会の権利の擁護につとめている。ピータールーのような弾圧の場合は武器をとって抵抗するのではなしに無抵抗によって兵隊たちに反省させ武器を行使しないようさせねばならない。アジア諸国民の静寂主義の結果としての政治上無気力な受動的臣民に人民をおとし入れてはならないのであって、彼らを能動的市民として励まさせねばならない。裁判権に関する問題はねばり強く被告たちによってコモン・ロー法廷で争わねばならない。

このようにして人民は自己発展の刺激を受け、それに励まされて自分が現存の統治形態に黙従するかどうかを宣言するだろう。詩人、哲学者、芸術家は諫言を行なうべきであって、それぞれの立場から、国民的繁栄と自由とのあいだの、想像力の教化と科学的真理のそれとのあいだの不可避の結合についての確信を請願書の中で述べるだろう。ゴドウィン、ハズリット、ベントム、ハント（おそらくはリー・ハントの意味であろう）がこれらの請願書を書いたら、その時代の大義の正大さは人びとの心を打つだろう。ただ真昼の太陽のまばゆい光を射ぬく有徳者の人驚の目<sup>22</sup>はもっと遠い未来を見ぬくだろう。それらの訴えは、忘れねばならないときに、人間の記憶の中に生きようとする人びとのまっただ中の彼方からの声のようなものである。△時間▽に警告する△永遠▽のように<sup>22</sup>

労働階級の議会政治論をシェリーはこのように結んだ。しかし当面の穏健改革主義を議会が拒否し、政治警察がその弾圧を強化してきたらどうするだろう。最後の抵抗と内乱の事態は避けられないかも知れないが、戦争からおこってくる軍事組織の危険性、品性を墮してしまつた民衆の△報復▽は避けねばならない<sup>23</sup>

シェリーはこのようにロマン主義を媒介としてその徹底の方向で労働階級の議会政治思想を形成したと言えよう。

- (一) Shelley, *Philosophical View of Parliamentary Reform* (Duerksen, Shelley's Political Writings. pp. 104ff. [以下略す])  
 D (werk). [以下略す] White R. J.; *Political Tracts of Wordsworth, Coleridge and Shelley*. pp. 211ff. [以下略す]  
 W. pp. 211~17. D. pp. 104~09.  
 (2) W. pp. 217~19. D. pp. 110~13.  
 (3) W. pp. 220~22. D. pp. 114~15.  
 (4) W. pp. 222. D. pp. 115~16.  
 (5) W. pp. 223~4. D. pp. 11~17.  
 (6)

- (7) W. pp. 224~26. D. pp. 117~20.
- (8) W. pp. 226~27. D. 120~21. Hughes, *The Nascent Mind of Shelley*, pp. 229—30. (ここで言われている詩人は明かにフローレンス・ドゥノヴィヤを指している。)
- (9) W. pp. 228—29. D. pp. 121—23.
- (10) W. pp. 229—31. D. pp. 124~26.
- (11) W. pp. 332~34. D. pp. 126~29. McNiece, *ibid.*, pp. 84~5.
- (12) W. pp. 234~37. D. pp. 129~32.
- (13) W. pp. 237~38. D. p. 132.
- (14) W. pp. 239~40. D. pp. 133~35.
- (15) W. pp. 240—41. D. pp. 135~6.
- (16) W. pp. 242~43. D. pp. 137—38. McNiece, *ibid.*, pp. 88—9. (シェリーは国債償還の方法をリカードから借りたのである。)
- (17) W. pp. 243~47. D. pp. 138—42.
- (18) W. pp. 247~48. D. pp. 142~43.
- (19) W. p. 250. D. p. 145.
- (20) W. pp. 250—51. D. pp. 145~46.
- (21) W. p. 251~2. D. p. 147.
- (22) W. pp. 252~59. D. pp. 147~54.
- (23) W. pp. 253~4, 262. D. pp. 148~9, 157.